

【資料3】

平成27年12月13日

障がい者福祉専門分科会

(仮称)

# 青森市障がい者計画

(平成28~32年度)

(素案：12月11日現在)

平成28年〇月

青 森 市

白 紙



白 紙

# 目次

## 第1部 総論

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
4 計画の推進	4
5 青森市新総合計画後期基本計画との相関図	5
第2章 障がい者福祉の現状	6
1 障がいのあるかたを取り巻く環境	6
2 障がい者数の推移	10
(1) 本市の人口と障がい者手帳交付状況	10
(2) 障がい者手帳交付状況	10
(3) 年齢別手帳交付状況	11
(4) 身体障害者手帳の交付状況(等級)	12
(5) 身体障害者手帳の交付状況(障がい種別)	12
(6) 愛護手帳(療育手帳)の交付状況	13
(7) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況	13
(8) 障害支援区分別認定者数	14
(9) 障害福祉サービス利用者数の推移	15
(10) 特定疾患医療受給者証所持者数の推移	16
(11) 特別支援学級の開設数及び児童・生徒数の推移	18
3 アンケート調査	19
(1) アンケート調査の概要	19
(2) アンケート調査の結果(抜粋)	21

第3章 計画の基本方向 .....	33
1 基本理念 .....	33
2 基本方向（施策の方向） .....	34
3 施策の体系図 .....	36
第2部 各論	
第1章 互いを尊重し支え合う社会の形成 .....	37
第2章 障がい者の地域生活支援の充実 .....	40
第3章 障がい者の自立した生活の確保 .....	44
第4章 障がい者の安全・安心な暮らしの確保 .....	49

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の趣旨

---

市では、障がいの有無に関わらず、互いを尊重し、支え合い、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、平成 25 年 6 月、「青森市障害者計画」を策定し、各種施策に取り組んできました。

この間、国においては、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定（平成 28 年 4 月 1 日施行）され、差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止など障がい者に対する差別の解消に向けた取組が進められています。

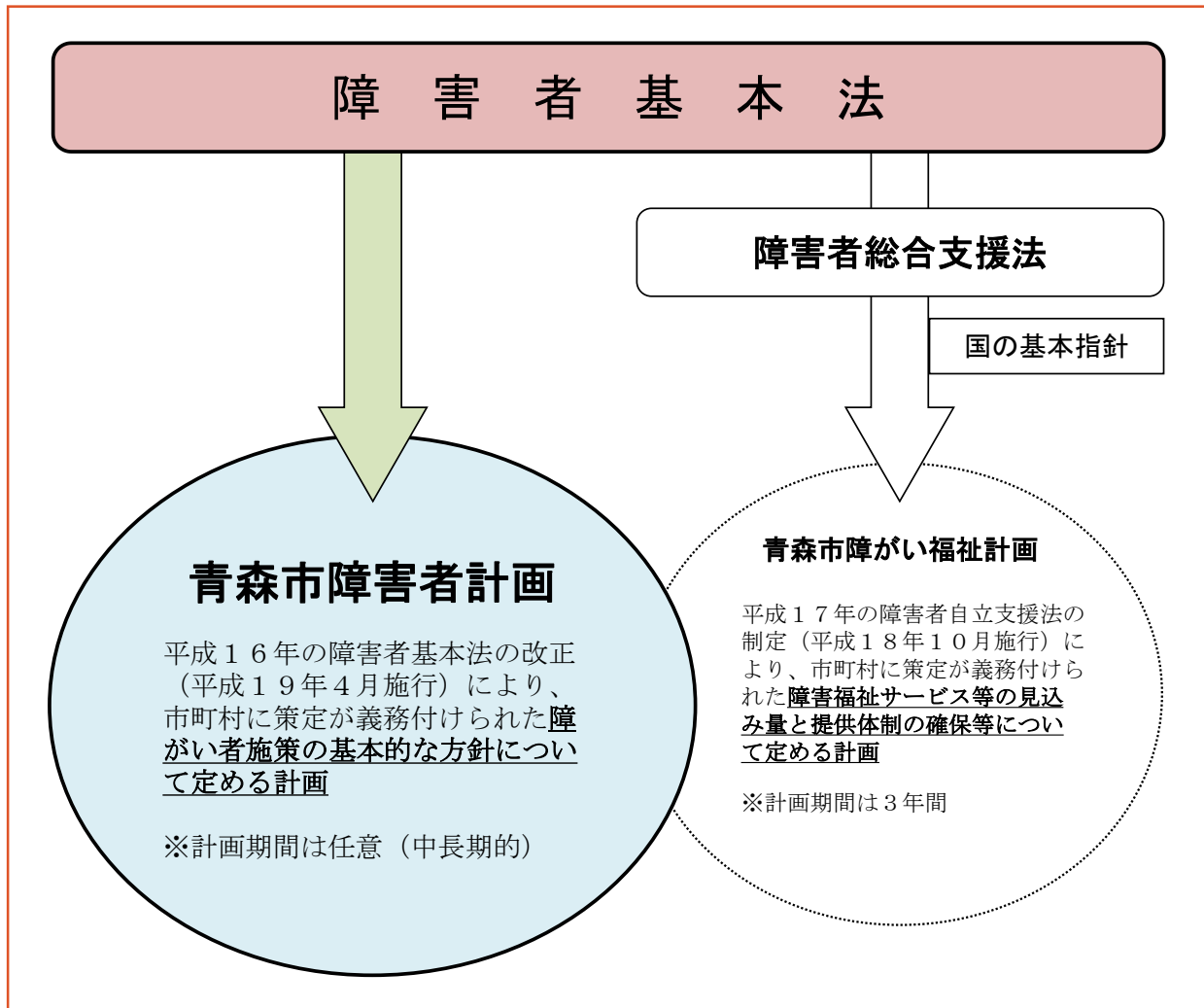
また、雇用の分野においては、平成 25 年 6 月、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正（平成 28 年 4 月 1 日施行）され、障害者差別解消法と同様の取組が進められていることや、法定雇用率の算定対象として精神障がい者が加えられること（平成 30 年 4 月 1 日施行）などから、障がい者の労働環境の改善や雇用の場の確保が期待されています。

平成 23 年の「障害者基本法」の改正に始まり、平成 24 年の「障害者総合支援法障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の成立、上記「障害者差別解消法」及び「障害者雇用促進法」などといった国内法制度の整備を受け、平成 26 年 1 月には、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が締結され、障がいのあるかたの身体の自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利など、障がいのあるかたの権利の実現に向けた取組が一層強化されることとなりました。

このように、障がいのあるかたを取り巻く環境が大きく変化する中であって、本市におけるこれまでの障がい者施策の状況やさまざまな課題を踏まえ、障がいのあるかたが、自ら望む自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスの充実を図るとともに、障害の有無に関わらず、誰もが互いを尊重し支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる社会の実現を目指し、「(仮称) 青森市障がい者福祉計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、市町村が策定しなければならない障がいのあるかたのための施策に関する基本的な計画であり、「青森市新総合計画後期基本計画」に掲げる施策である「障がい者の地域生活支援の充実」及び「障がい者の自立した生活の確保」の施策を推進するための分野別計画として位置付けるとともに、同じく分野別計画に位置付けられている「(仮称) 青森市地域福祉計画」や「(仮称) 青森市子ども総合計画」などと相互に連携しながら取り組んでいくこととします。





### 3 計画期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
市	青森市総合計画 H18～H22				青森市新総合計画 前期基本計画 H23～H27				青森市新総合計画 後期基本計画 H28～H32					
	青森市障害者計画 H19～H24				青森市障害者計画 H25～H27				(仮称)青森市障がい者計画 H28～H32					
	青森市障害 福祉計画 第1期計画 H18～H20	青森市障害福祉計画 第2期計画 H21～H23			青森市障害福祉計画 第3期計画 H24～H26			青森市障がい福祉計 画第4期計画 H27～H29						
国						障害者基本計画 H15～H24				障害者基本計画(第3次) H25～H29				
県						新青森県障害者計画 H15～H24				第3次青森県障害者計画 H25～H34				

## 4 計画の推進

---

本計画の推進に当たっては、施策の進捗度を測るために設定した「目標とする指標」の達成度や施策の評価・検証を行うとともに、市民ニーズや社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画内容を見直すなど、柔軟かつ的確に対応していきます。

### (1) 当事者ニーズの把握と反映

当事者である障がいのあるかたや家族などのニーズを把握する機会や場を設け、当事者のニーズを反映したより効果的な障がい者施策を進めていきます。

### (2) 地域や関係機関等との連携

障がいのあるかたの地域生活への支援や就労支援、障がいへの理解の醸成のために、サービス提供機関、ボランティア団体、地域の関係者、障がい者団体等との連携を図るとともに、福祉・保健・医療・教育・雇用関係機関等との連携を強化し、障がい者福祉施策の総合的な推進を図ります。

### (3) 「青森市障がい福祉計画第4期計画」等との連携

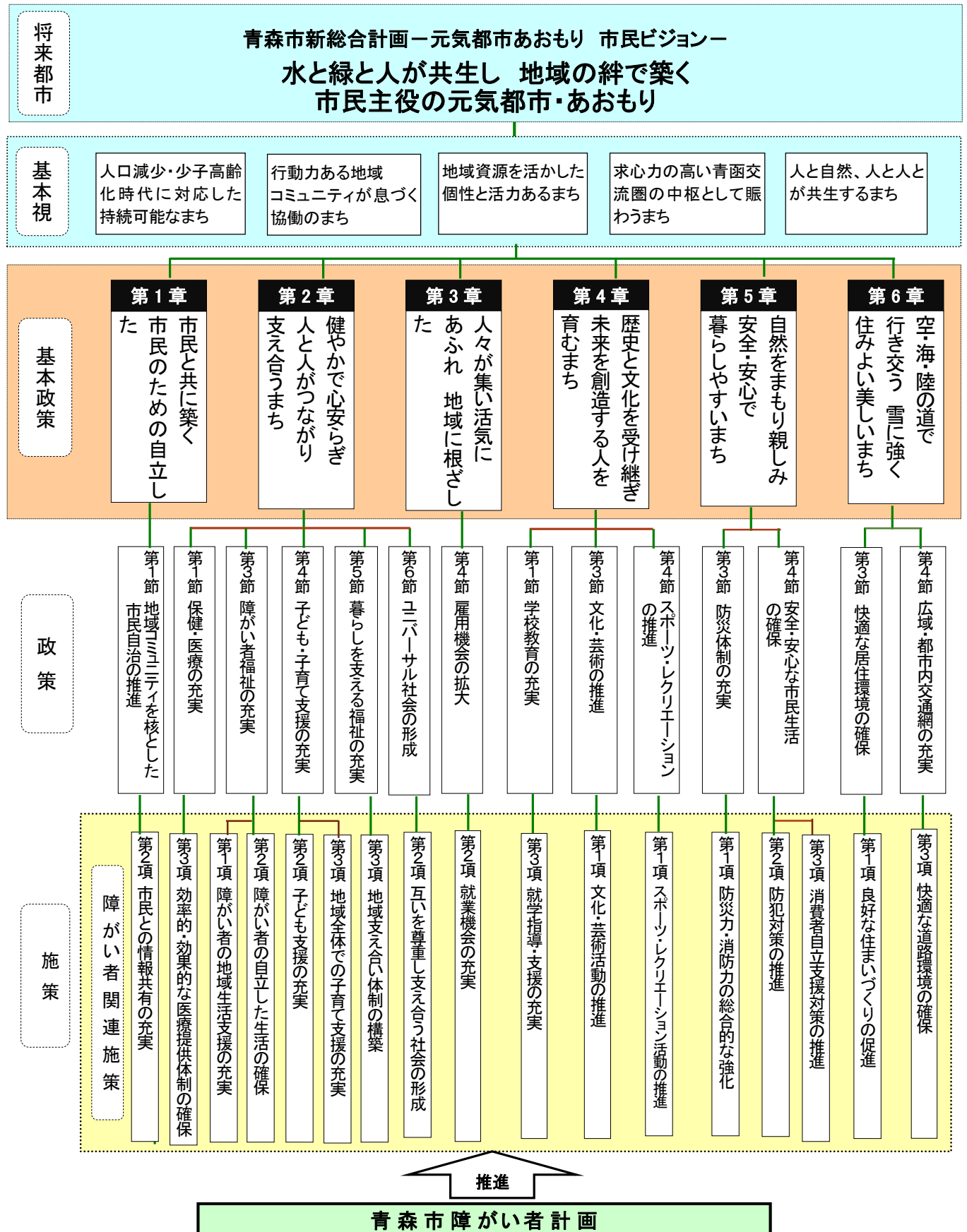
本計画は、障がいのあるかたの地域生活を支援するために必要な障害福祉サービス及び地域生活支援事業の種類や必要な量の見込み、提供体制の確保については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に基づく「青森市障がい福祉計画第4期計画」のほか、「(仮称)青森市地域福祉計画」、「(仮称)青森市子ども総合計画」など、障がいのあるかたに関連する他の分野別計画との連携を図りながら取り組んでいくこととします。

### (4) 施策の評価・検証等

「青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会」において、継続的に計画の進捗状況の評価及び検証を行い、必要に応じて計画を見直します。

## 5 青森市新総合計画後期基本計画との関連図

本計画は、青森市新総合計画における「障がい者福祉」に関する施策を具体的に進めるための計画です。



## 第2章 障がい者福祉の現状

### 1 障がいのあるかたを取り巻く環境

---

#### (1) 世界の動き

---

- 国連障害者の十年（1983年～1992年）  
国連障害者に関する世界行動計画を推進。
- アジア太平洋障害者の十年（1993年～2002年）  
平成4（1992）年、国連障害者の十年の終了を受けて、アジア太平洋地域における国連障害者に関する世界行動計画の更なる推進を国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）総会が決議。
- 第二次アジア太平洋障害者の十年（2003年～2012年）  
平成14（2002）年、我が国の主唱により、アジア太平洋障害者の十年を更に10年延長し、次期10年の行動課題として「アジア太平洋障害者のための、インクルーシブで、バリアフリーかつ権利に基づく社会に向けた行動のためのびわこミレニアム・フレームワーク」（Biwako Millennium Framework : BMF）を採択。
- 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）  
2006（平成18）年12月13日、第61回国連総会本会議において採択。条約は、2008（平成20）年5月3日発効。我が国は2007（平成19）年9月28日、条約に署名。障がい者の固有の尊厳、個人の自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定。

## (2) 国の制度改革等と本市の動き

---

○ 平成 18 年 10 月

「障害者自立支援法」全面施行。身体障がい、知的障がい、精神障がいの障がい種別ごとに提供されていた福祉サービスを一元化。就労支援の強化や地域移行の推進を図るほか、利用者がサービス量や所得に応じ原則 1 割の費用を負担。

○ 平成 18 年 12 月

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行。いわゆるハートビル法と交通バリアフリー法の 2 つの法律を統合、拡充。

○ 平成 19 年 3 月

「青森市障害者福祉計画」策定（計画期間：平成 19～22 年度（延長））。

○ 平成 19 年 4 月

- ・「障害者基本法の一部を改正する法律」施行。市町村障害者計画の策定義務化。
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律」施行。従来の盲・聾・養護学校の制度を特別支援学校の制度に転換するほか、すべての学校において、障がいのある児童生徒の支援をさらに充実するなど、特別支援教育の一層の推進。

○ 平成 19 年 9 月

「障害者権利条約」に署名。障がい者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由を確保し促進するための措置等。

○ 平成 19 年 12 月

重点実施 5 か年計画決定（障害者施策推進本部 計画期間：平成 20～24 年度）。

○ 平成 20 年 9 月

「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」（教科書バリアフリー法）施行。障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の発行・普及の促進等。

○ 平成 21 年 3 月

「新青森県障害者計画」改定（計画期間：平成 15～24 年度）。

## (仮称) 青森市障がい者計画

### ○ 平成 22 年 7 月

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」一部施行。障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大、短時間労働者の雇用義務化。

### ○ 平成 23 年 2 月

「青森市新総合計画－元気都市あおもり 市民ビジョン－前期基本計画」策定（計画期間：平成 23～27 年度）。

### ○ 平成 23 年 8 月

「障害者基本法の一部を改正する法律」施行。障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加。

### ○ 平成 23 年 10 月

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」一部施行。グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設、重度の視覚障がいのあるかたの移動を支援するサービスの創設（同行援護）。

### ○ 平成 24 年 3 月

「青森市障害福祉計画第 3 期計画」策定（計画期間：平成 24～26 年度）。

### ○ 平成 24 年 4 月

・「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」本格施行。地域移行・地域定着支援の個別給付化やサービス等利用計画作成の対象者の拡大などによる相談支援の充実、障害児通所支援の見直しなどによる障害児支援の強化等。

・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（地域主権一括法）施行。障害福祉サービス事業者等の指定等の事務が、都道府県から中核市に移譲。

### ○ 平成 24 年 10 月

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）施行。虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援等。

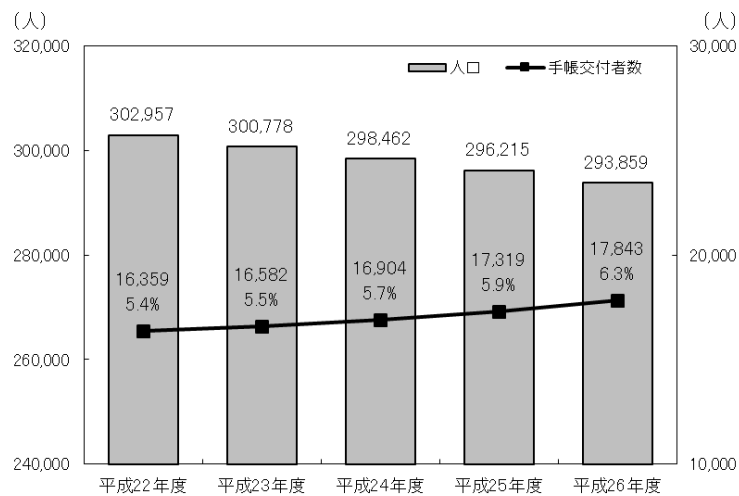
## (仮称) 青森市障がい者計画

- 平成 25 年 3 月  
「第 3 次青森県障害者計画」策定（計画期間：平成 25～34 年度）
- 平成 25 年 4 月
  - ・「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」ほか地域主権一括法関連条例 5 件施行。これまで国が設定していた障害福祉サービス等に係る各種基準について、地方公共団体が条例により設定し運用。
  - ・「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」施行。「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とし、障害者の範囲の拡大（障がい者の定義に難病等を追加し、障害福祉サービスの対象とする。）、地域生活支援事業の追加等。
  - ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」施行。障害者就労施設等の受注機会の増大等。
  - ・「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令」施行。障害者雇用率の引き上げ等。（民間事業主：1.8%→2.0%）
- 平成 25 年 6 月  
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定。国・地方公共団体などにおける障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組に関する要領を定めることなどが規定。平成 28 年 4 月 1 日施行。
- 平成 25 年 6 月  
「障害者雇用促進法」の改正。雇用の分野における障がいを理由とする差別的な取扱いが禁止され、法定雇用率算定に精神障がい者を加えることなどが盛り込まれる。平成 28 年 4 月 1 日施行（法定雇用率算定に関する規定は平成 30 年 4 月 1 日施行）。
- 平成 26 年 1 月  
「障害者権利条約」の締結
- 平成 27 年 3 月  
「青森市障がい福祉計画第 4 期計画」の策定（計画期間：平成 27～29 年度）

## 2 障がい者数の推移

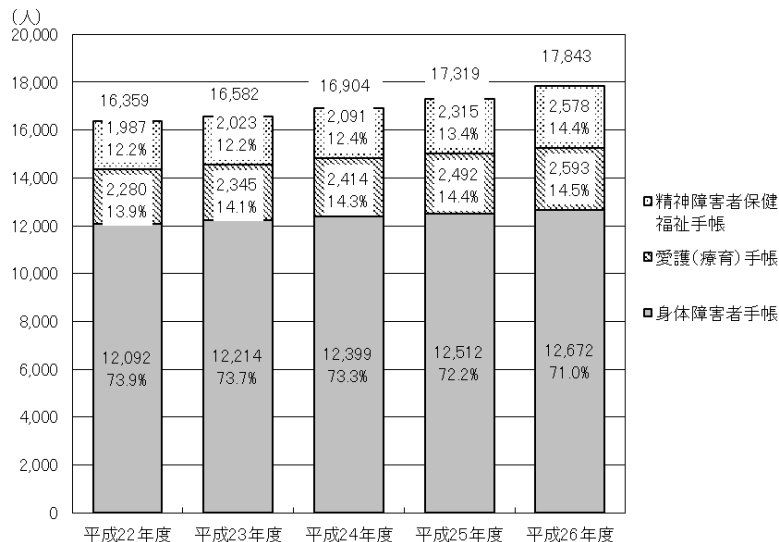
### (1) 本市の人口と障がい者手帳交付状況

人口は年々減少傾向にあり、平成26年度の人口は、平成22年度と比較し、9,098人、3.0%減少していますが、手帳交付者数は年々増加傾向にあり、平成26年度の手帳交付者数は、平成22年度と比較し、1,484人、9.1%増加しています。



### (2) 障がい者手帳交付状況

三障がいともに手帳交付者数は年々増加傾向にあり、平成22年度から平成26年度までの障がい別の増加率は、高い順に、精神障がい者が29.7%、知的障がい者が13.7%、身体障がい者が4.8%となっています。





## (3) 年齢別手帳交付状況

年齢別の手帳交付者数のうち65歳以上の割合について、精神障がい、平成22年度16.4%から平成26年度20.1%に増加しており、身体障がい、平成22年度から65%を超えたまま推移しており、高齢化の傾向にあります。

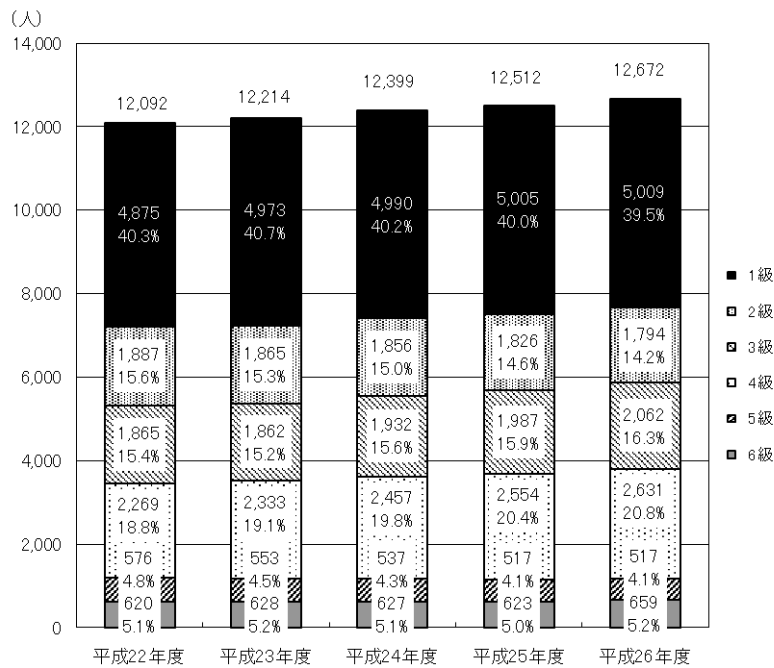
(単位：人)

区分	年齢	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害者 手帳	18歳未満	233	226	225	226	234
		1.9%	1.9%	1.8%	1.8%	1.8%
	18歳以上	3,883	4,041	3,999	3,959	4,023
	65歳未満	32.1%	33.0%	32.3%	31.6%	31.7%
	65歳以上	7,976	7,947	8,175	8,327	8,415
		66.0%	65.1%	65.9%	66.6%	66.4%
計	12,092	12,214	12,399	12,512	12,672	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.9%	
愛護(療育) 手帳	18歳未満	502	502	507	516	538
		22.0%	21.4%	21.4%	20.7%	20.7%
	18歳以上	1,624	1,695	1,699	1,807	1,798
	65歳未満	71.2%	72.3%	71.7%	72.5%	69.3%
	65歳以上	154	148	162	169	257
		6.8%	6.3%	6.8%	6.8%	9.9%
計	2,280	2,345	2,368	2,492	2,593	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
精神障害者 保健福祉手帳	20歳未満	44	46	58	73	75
		2.2%	2.3%	2.8%	3.2%	2.9%
	20歳以上	1,618	1,619	1,638	1,807	1,985
	65歳未満	81.4%	80.0%	78.3%	78.0%	77.0%
	65歳以上	325	358	395	435	518
		16.4%	17.7%	18.9%	18.8%	20.1%
計	1,987	2,023	2,091	2,315	2,578	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

## (4) 身体障害者手帳の交付状況 (等級)

身体障害者手帳の交付者数は年々増加傾向にあり、平成26年度の手帳交付者数は平成22年度と比較し、580人、4.8%増加しています。

等級別では、1級、3級、4級については、増加傾向にあり、平成26年度の手帳交付者数は平成22年度と比較し、4級が16.0%、3級が10.6%、1級が2.7%の増加となっています。



## (5) 身体障害者手帳の交付状況 (障がい種別)

身体障害者手帳の障がい別の交付者のうち、「内部障がい」「肢体不自由」については、年々増加傾向にあり、平成26年度の手帳交付者数は平成22年度と比較し、「内部障がい」が10.3%、「肢体不自由」が3.0%増加しています。

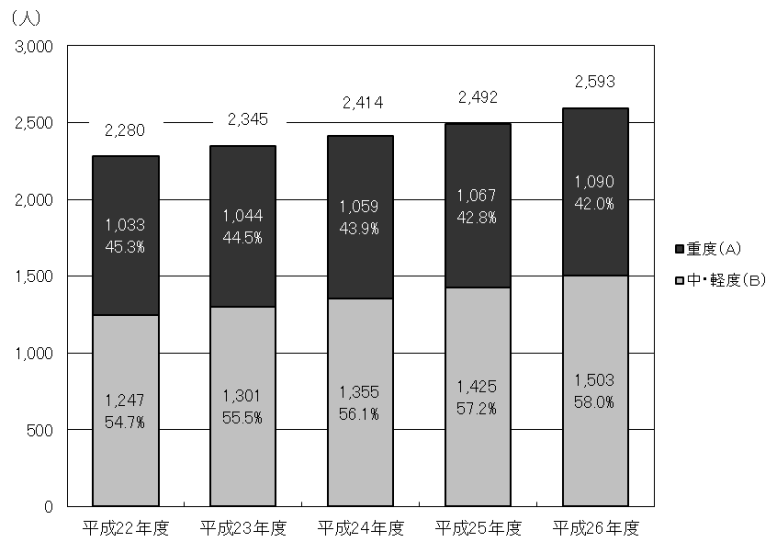
(単位：人)

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
視覚障害	791	6.5%	792	6.5%	788	6.4%	767	6.1%	774	6.1%
聴覚・平衡機能障害	1,058	8.7%	1,048	8.6%	1,065	8.6%	1,062	8.5%	1,068	8.4%
音声・言語機能障害	107	0.9%	103	0.8%	99	0.8%	102	0.8%	108	0.9%
肢体不自由	6,198	51.3%	6,229	51.0%	6,329	51.0%	6,383	51.0%	6,381	50.4%
内部障がい	3,938	32.6%	4,042	33.1%	4,118	33.2%	4,198	33.6%	4,341	34.3%
合計	12,092	100.0%	12,214	100.0%	12,399	100.0%	12,512	100.0%	12,672	100.0%

## (6) 愛護手帳（療育手帳）の交付状況

愛護手帳（療育手帳）の交付者数は年々増加傾向にあり、平成26年度の手帳交付者数は平成22年度と比較し、313人、13.7%増加しています。

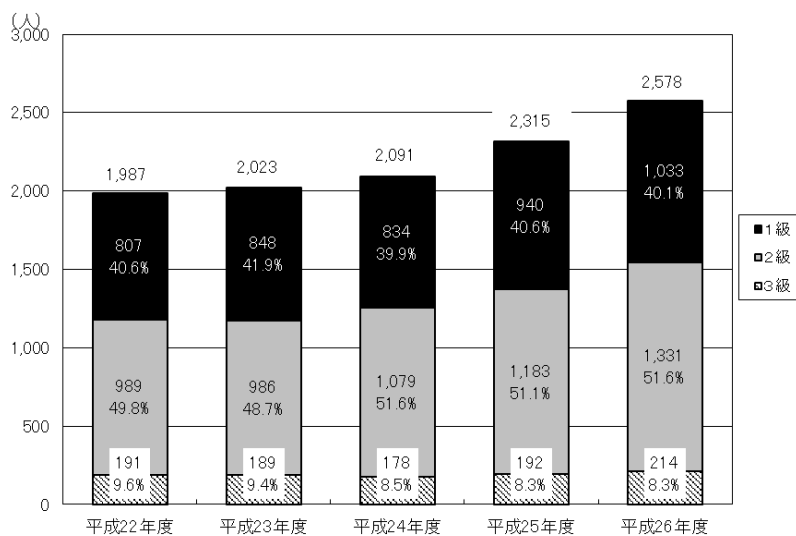
程度別では、重度（A）が5.5%、中・軽度（B）が20.5%の増加となっています。



## (7) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は年々増加傾向にあり、平成26年度の手帳交付者数は平成22年度と比較し、591人、29.7%増加しています。

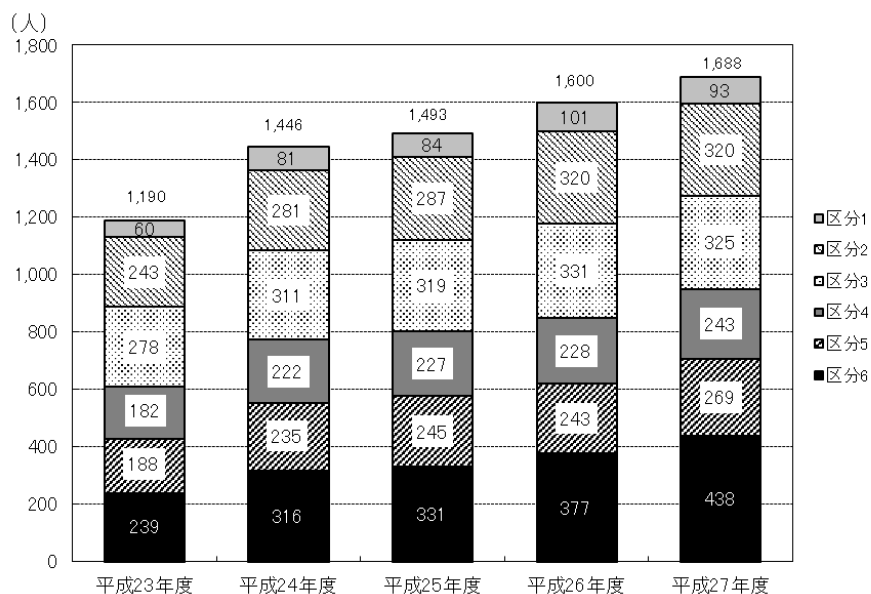
等級別では、1級が28.0%、2級が34.5%、3級が12.0%となっており、1級と2級の増加率が高くなっています。



## (8) 障害支援区分別認定者数

障害支援区分別認定者数は、年々増加傾向にあり、平成27年度の認定者数は平成23年度と比較し41.8%増加しています。障害支援区分別では、平成27年度で区分6が最も多く、次いで区分3となっています。

また、障害支援区分別の割合では、区分6が増加傾向にあります。



(単位：%)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
区分1	5.0	5.6	5.6	6.3	5.5
区分2	20.4	19.4	19.2	20.0	19.0
区分3	23.4	21.5	21.4	20.7	19.3
区分4	15.3	15.3	15.2	14.2	14.4
区分5	15.8	16.3	16.4	15.2	15.9
区分6	20.1	21.9	22.2	23.6	25.9

## (9) 障害福祉サービス利用者数の推移

障害福祉サービスの利用者数は年々増加傾向にあり、平成26年度の利用者数は平成22年度と比較し、1,043人、52.2%増加しています。

在宅者・施設入所者別では、平成26年度の利用者数は平成22年度と比較し、1,013人、74.3%増加、施設入所者数は、30人、4.7%増加しています。

単位:人

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
在宅者	訪問系サービス・ 日中活動系サービス利用者	1,363	1,464	2,058	2,266	2,376
		68.3%	69.1%	76.1%	77.7%	78.2%
施設入所者	居住系サービス利用者	634	656	648	650	664
		31.7%	30.9%	23.9%	22.3%	21.8%
合計		1,997	2,120	2,706	2,916	3,040

利用者数は、各年度の末日（3月31日）の数値です。

訪問系サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

日中活動系サービス：生活介護、療養介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

居住系サービス：施設入所支援、共同生活援助、共同生活介護

## (10) 特定疾患医療受給者証所持者数の推移

難病のうち特定疾患について、市の平成25年度特定疾患医療受給者証名書所持者は、平成22年度と比較し、313人、18.3%増加しています。

(平成22年度から平成25年度までの推移)

単位：人

No.	疾患名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1	ベーチェット病	59	55	59	59
2	多発性硬化症	47	51	54	54
3	重症筋無力症	39	42	41	39
4	全身性エリテマトーデス	148	157	162	166
5	スモン	2	2	2	1
6	再生不良性貧血	28	27	29	32
7	サルコイドーシス	34	35	37	45
8	筋萎縮性側索硬化症	18	18	16	19
9	強皮症/皮膚筋炎及び多発性筋炎	54	57	61	59
10	特発性血小板減少性紫斑病	91	99	106	108
11	結節性動脈周囲炎	10	12	12	14
12	潰瘍性大腸炎	217	242	267	285
13	大動脈炎症候群	10	10	10	11
14	ビュルガー病(バージャー病)	39	37	37	38
15	天疱瘡	13	15	14	17
16	脊髄小脳変性症	102	99	98	101
17	クローン病	87	94	99	98
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	0	1	0	0
19	悪性関節リウマチ	14	16	13	14
20	パーキンソン病関連疾患	326	330	327	320
	1. パーキンソン病	316	323	319	314
	2. 進行性核上性麻痺	3	4	5	5
	3. 大脳皮質基底核変性症	7	3	3	1
21	アミロイドーシス	1	0	0	0
22	後縦靭帯骨化症	97	96	111	125
23	ハンテントン病	1	1	1	1
24	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	17	16	14	16
25	ウェゲナー肉芽腫症	3	4	4	4
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	12	11	10	11
27	多系統萎縮症	24	24	27	32
	1. 線条体黒質変性症	8	10	10	11
	2. シャイ・ドレーガー症候群	2	2	3	3
	3. オリープ橋小脳萎縮症	14	12	14	18
28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	0	0	0	0
29	膿疱性乾癬	7	7	7	8
30	広範脊柱管狭窄症	2	2	2	2
31	原発性胆汁性肝硬変	33	35	43	46
32	重症急性膵炎	5	2	2	4
33	特発性大腿骨頭壊死症	40	46	47	52
34	混合性結合組織病	17	15	15	18
35	原発性免疫不全症候群	1	0	0	0
36	特発性間質性肺炎	18	23	18	21
37	網膜色素変性症	23	20	21	26
38	プリオン病	0	0	1	1
39	肺動脈性肺高血圧症(原発性肺高血圧症)	4	4	5	6
40	神経線維腫症I型/神経線維腫症II型	6	5	5	8
41	亜急性硬化性全脳炎	0	0	0	0
42	バット・キアリ(Budd-Chiari)症候群	0	0	1	1
43	特発性慢性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)	2	2	2	2
44	ライソゾーム病	0	0	0	0
45	副腎白質ジストロフィー	0	0	0	0
46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	1	1	1	1
47	脊髄性筋萎縮症	0	1	1	1
48	球脊髄性筋萎縮症	0	1	1	1
49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	12	12	15	16
50	肥大型心筋症	1	4	3	3
51	拘束型心筋症	0	0	0	0
52	ミトコンドリア病	3	3	6	7
53	リンパ脈管筋腫症(LAM)	1	1	5	5
54	重症多形滲出性紅斑(急性期)	0	0	0	0
55	黄色靭帯骨化症	1	2	7	8
56	間脳下垂体機能障害	38	45	44	54
	合計	1,708	1,782	1,863	1,960

各年度とも3月31日の数値です。

出典：「東青地域県民局地域健康福祉部 事業概要」

(仮称) 青森市障がい者計画

また、平成26年度は特定疾患が56種類から110種類に増えました。市の平成26年度特定疾患医療受給者証名書所持者は、平成25年度と比較し、67人、3.4%増加しています。

単位：人

No	疾患名	平成26年度
1	球脊髄性筋萎縮症	1
2	筋萎縮性側索硬化症	23
3	脊髄性筋萎縮症	1
4	原発性側索硬化症	0
5	進行性核上性麻痺	4
6	パーキンソン病	326
7	大脳皮質基底核変性症	1
8	ハンチントン病	1
9	神経有棘赤血球症	0
10	シャルコー・マリー・トゥース病	0
11	重症筋無力症	40
12	先天性筋無力症候群	0
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	59
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	16
15	封入体筋炎	0
16	クロー・深瀬症候群	0
17	多系統萎縮症	30
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	104
19	ライソゾーム病	0
20	副腎白質ジストロフィー	0
21	ミトコンドリア病	6
22	もやもや病	17
23	プリオン病	3
24	亜急性硬化性全脳炎	0
25	進行性多巣性白質脳症	0
26	HTLV-1関連脊髄症	0
27	特発性基底核石灰化症	0
28	全身性アミロイドーシス	2
29	ウルリッヒ症	0
30	遠位型ミオパチー	0
31	ベスレムミオパチー	0
32	自己食空胞性ミオパチー	0
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	0
34	神経線維腫症	8
35	天疱瘡	18
36	表皮水疱症	0
37	膿疱性乾癬(汎発型)	9
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	0
39	中毒性表皮壊死症	0
40	高安静脈炎	10
41	巨細胞性動脈炎	0
42	結節性多発動脈炎	5
43	顕微鏡的多発血管炎	14
44	多発血管炎性肉芽腫症	5
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	0
46	悪性関節リウマチ	15
47	バージャー病	28
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	1
49	全身性エリテマトーデス	169
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	32
51	全身性強皮症	31
52	混合性結合組織病	15
53	シェーグレン症候群	2
54	成人スチル病	1
55	再発性多発軟骨炎	0
56	ベーチェット病	59
57	特発性拡張型心筋症	12
58	肥大型心筋症	2
59	拘束型心筋症	0
60	再生不良性貧血	29

No	疾患名	平成26年度
61	自己免疫性溶血性貧血	0
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	0
63	特発性血小板減少性紫斑病	103
64	血栓性血小板減少性紫斑病	0
65	原発性免疫不全症候群	0
66	IgA腎症	0
67	多発性嚢胞腎	3
68	黄色靱帯骨化症	12
69	後縦靱帯骨化症	129
70	広範脊柱管狭窄症	3
71	特発性大腿骨頭壊死症	45
72	下垂体性ADH分泌異常症	1
73	下垂体性TSH分泌亢進症	0
74	下垂体性PRL分泌亢進症	11
75	クッシング病	2
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	1
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	15
78	下垂体前葉機能低下症	33
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	0
80	甲状腺ホルモン不応症	0
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	0
82	先天性副腎低形成症	0
83	アジソン病	0
84	サルコイドーシス	52
85	特発性間質性肺炎	21
86	肺動脈性肺高血圧症	6
87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	0
88	慢性血栓性肺高血圧症	6
89	リンパ管筋腫症	6
90	網膜色素変性症	23
91	バッド・キアリ症候群	1
92	特発性門脈圧亢進症	0
93	原発性胆汁性肝硬変	47
94	原発性硬化症胆管炎	1
95	自己免疫性肝炎	0
96	クローン病	106
97	潰瘍性大腸炎	295
98	好酸球性消化管疾患	0
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	0
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	0
101	腸管神経節細胞僅少症	0
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	0
103	CFC症候群	0
104	コステロ症候群	0
105	チャージ症候群	0
106	クリオピリン関連周期熱症候群	0
107	全身型若年性特発性関節炎	0
108	TNF受容体関連周期性症候群	0
109	非典型溶血性尿毒症症候群	0
110	プラウ症候群	0
合計		2,021

3月31日の数値です。

出典：「東青地域県民局地域健康福祉部 事業概要」

## (11) 特別支援学級の開設数及び児童・生徒数の推移

市内小・中学校の特別支援学級の児童・生徒数については、年々増加傾向にあり、平成27年度は平成23年度と比較し、45人、30.7%増加しています。

障がい別では、特に知的障がいの児童・生徒数が増加傾向にあり、平成27年度は平成23年度と比較し、29人、25.9%増加しています。

## ① 小学校

(単位:人、学級)

年度	知的障害		自閉症・情緒障害		難聴		病弱		計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
平成22年度	74	23	108	33	3	1	0	0	185	57
平成23年度	71	27	107	32	3	1	0	0	181	60
平成24年度	70	27	101	32	1	1	0	0	172	60
平成25年度	86	30	105	33	1	1	0	0	192	64
平成26年度	86	33	112	36	1	1	0	0	199	70
平成27年度	87	35	115	38	1	1	0	0	203	74

## ② 中学校

(単位:人、学級)

年度	知的障害		自閉症・情緒障害		難聴		病弱		計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
平成22年度	42	15	46	13	0	0	0	0	88	28
平成23年度	41	18	70	19	0	0	1	1	112	38
平成24年度	51	19	66	20	1	1	0	0	118	40
平成25年度	49	19	70	18	0	0	0	0	119	37
平成26年度	49	18	58	18	0	0	0	0	107	36
平成27年度	54	19	81	19	0	0	0	0	135	38

## ③ 合計

(単位:人、学級)

年度	知的障害		自閉症・情緒障害		難聴		病弱		計	
	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
平成22年度	116	38	154	46	3	1	0	0	273	85
平成23年度	112	45	177	51	3	1	1	1	293	98
平成24年度	121	46	167	52	2	2	0	0	290	100
平成25年度	135	49	175	51	1	1	0	0	311	101
平成26年度	135	51	170	54	1	1	0	0	306	106
平成27年度	141	54	196	57	1	1	0	0	338	112

各年度とも5月1日現在の数値です。

出典:「平成27年度青森市の教育」(青森市教育委員会事務局)

- ※1 特別支援学級：学校教育法に基づき、小・中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている障がい種別ごとの少人数学級のこと。比較的軽度の障がいのある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。
- ※2 自閉症：3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がい。
- ※3 情緒障害：情緒の現れかたが偏っていたり、その現れかたが激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態のこと。



### 3 アンケート調査

#### (1) アンケート調査の概要

##### ① 調査の目的

計画の策定に当たり、障がいのあるかたの生活実態やニーズ等を把握することを目的に、「(仮称) 青森市障がい者計画策定にかかるアンケート調査」を実施しました。

##### ② 調査実施概要

###### ◆調査対象者

平成 26 年度末時点の障がい者手帳所持者から、障がい者手帳の種類及び年齢ごとの所持者数により按分し 2,500 人を無作為抽出しました。また、身体障害者手帳所持者については、更に障がい種別ごとに按分し無作為抽出しました。

対象	件数	抽出方法
<b>18 歳以上</b>	2,360	
身体障がい者	1,650	身体障害者手帳所持者から無作為抽出
知的障がい者	320	愛護手帳（療育手帳）所持者から無作為抽出
精神障がい者	390	精神障害者保健福祉手帳所持者から無作為抽出
<b>18 歳未満</b>	140	
身体障がい者	50	身体障害者手帳所持者から無作為抽出
知的障がい者	80	愛護手帳（療育手帳）所持者から無作為抽出
精神障がい者	10	精神障害者保健福祉手帳所持者から無作為抽出
<b>合計</b>	<b>2,500</b>	

###### ◆調査期間

平成 27 年 8 月 17 日（月）から 8 月 31 日（月）※調査期日：平成 27 年 8 月 1 日

###### ◆調査方法

郵送による配布・回収、無記名

###### ◆アンケート調査票

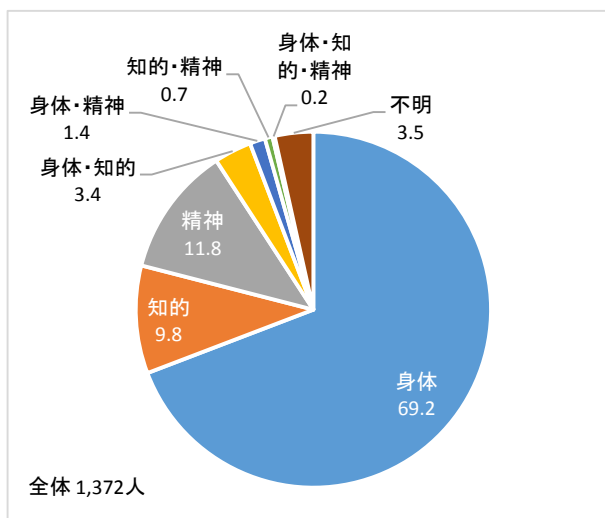
「障がいのあるかた用（18 歳以上）」、「障がいのあるお子さんの保護者用（18 歳未満）」の 2 種類

③ 回収状況

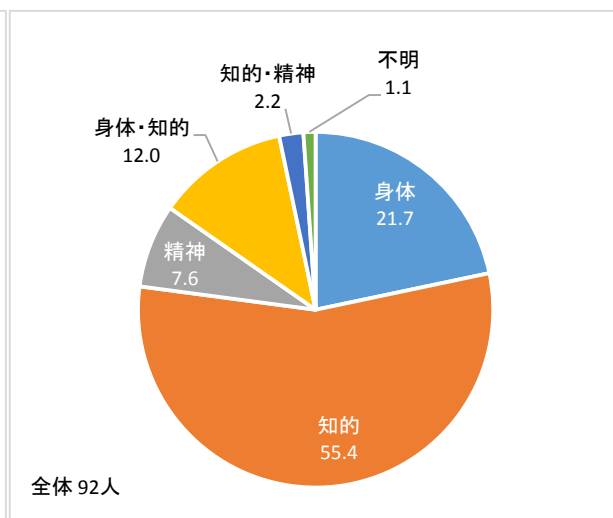
対象	配付数	回収数	回収率
全体	2,500 件	1,464 件	58.6%
障がいのあるかた用	2,360 件	1,372 件	58.1%
障がいのあるお子さんの保護者用	140 件	92 件	65.7%

◆障がい種別毎の割合

○障がいのあるかた



○障がいのあるお子さんの保護者



障がい種別	18 歳以上	18 歳未満
身体	69.2%	21.7%
知的	9.8%	55.4%
精神	11.8%	7.6%
身体・知的	3.4%	12.0%
身体・精神	1.4%	0.0%
知的・精神	0.7%	2.2%
身体・知的・精神	0.2%	0.0%
不明	3.5%	1.1%

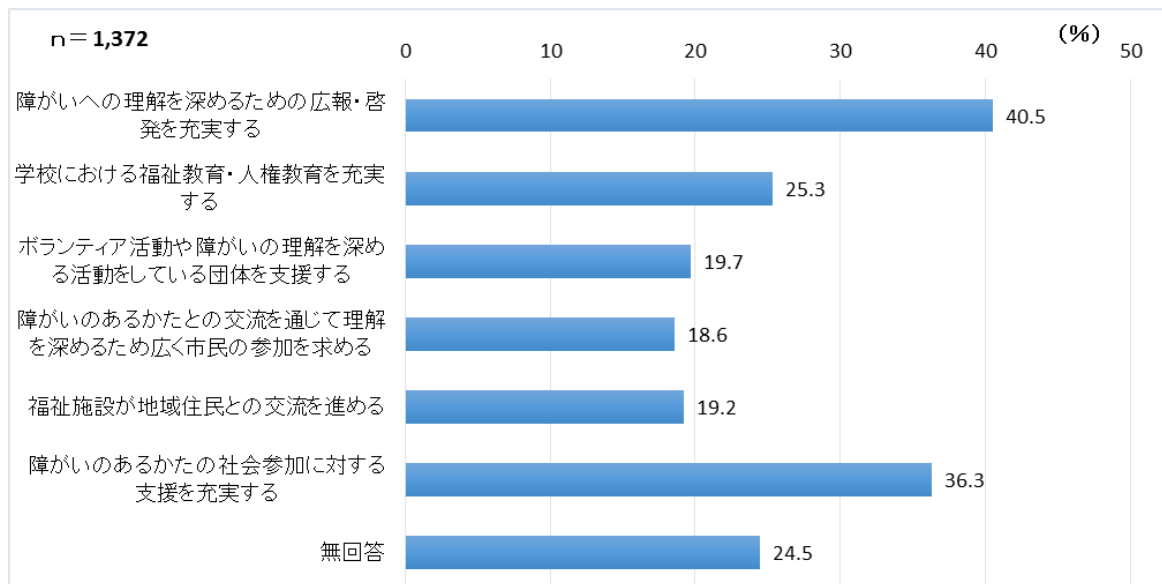
## (2) アンケート調査の結果 (抜粋)

### 【障がいのあるかたへのアンケート】

#### ① 差別や偏見について

・障がいへの理解を深めるために必要だと思うことについて「障がいへの理解を深めるための広報・啓発を充実する」と答えたかたの割合が40.5%と最も高いことから、障がいのあるかたは、障がいに対する理解が足りないと感じている状況にあります。

(問20)



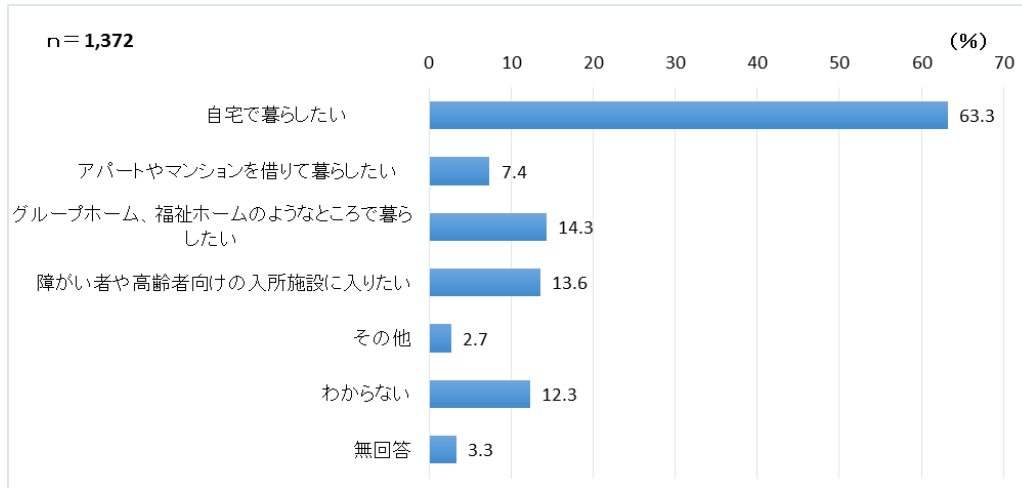
単位: %

	全体	身体	知的	精神	身体・知的	身体・精神	知的・精神	身体・知的・精神	無回答
0 n (人)	1,372人	950人	135人	162人	46人	19人	9人	3人	48人
1 障がいへの理解を深めるための広報・啓発を充実する	40.5	39.4	41.5	46.3	37.0	42.1	66.7	33.3	37.5
2 学校における福祉教育・人権教育を充実する	25.3	23.4	37.0	25.9	32.6	26.3	11.1	33.3	22.9
3 ボランティア活動や障がいの理解を深める活動をしている団体を支援する	19.7	17.8	28.1	22.2	21.7	36.8	11.1	33.3	16.7
4 障がいのあるかたとの交流を通じて理解を深めるため広く市民の参加を求める	18.6	16.2	31.9	16.7	32.6	26.3	33.3	0.0	16.7
5 福祉施設が地域住民との交流を進める	19.2	18.0	28.1	13.6	34.8	31.6	11.1	33.3	16.7
6 障がいのあるかたの社会参加に対する支援を充実する	36.3	32.5	50.4	45.7	39.1	47.4	55.6	33.3	29.2
7 無回答	24.5	27.1	16.3	15.4	21.7	10.5	11.1	0.0	39.6

(仮称) 青森市障がい者計画

② 日常生活について

- ・どのような暮らしを望んでいるかについて「自宅で暮らしたい」と答えたかたの割合が63.3%と最も高くなっています。(問9)

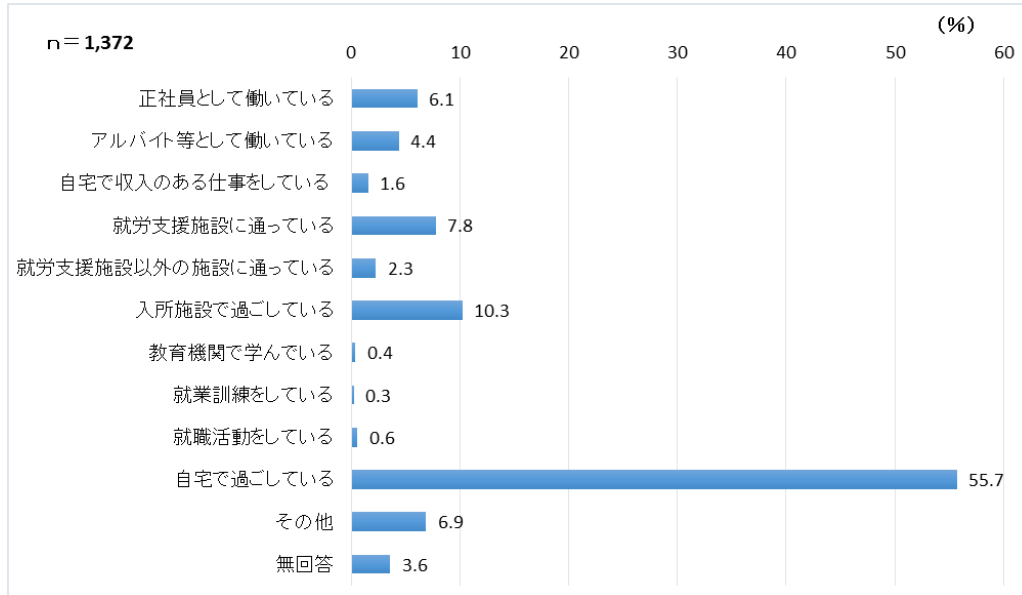


単位：%

	全体	身体	知的	精神	身体・知的	身体・精神	知的・精神	身体・知的・精神	無回答
0 n (人)	1,372人	950人	135人	162人	46人	19人	9人	3人	48人
1 自宅で暮らしたい	63.3	69.8	51.1	48.1	37.0	57.9	22.2	66.7	54.2
2 アパートやマンションを借りて暮らしたい	7.4	4.5	11.1	22.2	6.5	5.3	11.1	0.0	4.2
3 グループホーム、福祉ホームのようなところで暮らしたい	14.3	12.2	28.1	11.7	23.9	21.1	11.1	33.3	12.5
4 障がい者や高齢者向けの入所施設に入りたい	13.6	12.4	19.3	9.9	34.8	15.8	22.2	0.0	12.5
5 その他	2.7	2.4	1.5	6.2	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2
6 わからない	12.3	10.8	14.8	17.3	13.0	10.5	33.3	0.0	14.6
7 無回答	3.3	2.9	1.5	1.9	6.5	5.3	0.0	0.0	16.7

(仮称) 青森市障がい者計画

- ・平日の日中の主な過ごし方について「自宅で過ごしている」と答えたかたの割合が55.7%と最も高くなっていることから、在宅支援の充実を図る必要があります。また、「就労支援施設に通っている」と答えたかたの割合が、知的障がいのあるかたで、高くなっている状況にあります。(問13)



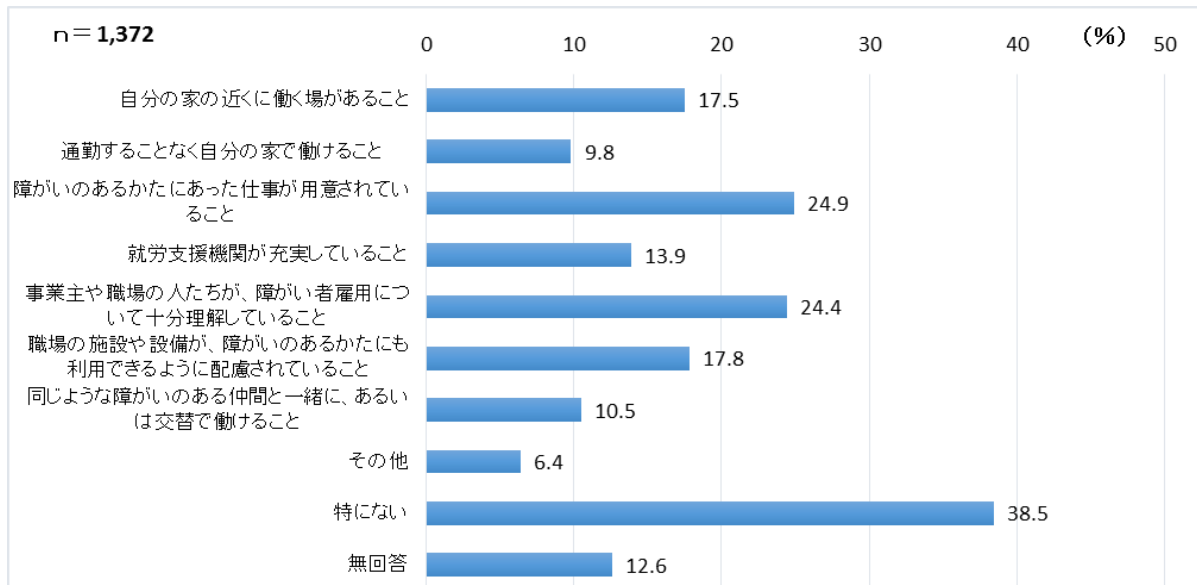
単位：%

	全体	身体	知的	精神	身体・知的	身体・精神	知的・精神	身体・知的・精神	無回答
0 n (人)	1,372人	950人	135人	162人	46人	19人	9人	3人	48人
1 正社員として働いている	6.1	7.6	6.7	1.2	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0
2 アルバイト等として働いている	4.4	4.5	7.4	4.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3 自宅で収入のある仕事をしている	1.6	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4 就労支援施設に通っている	7.8	2.0	34.8	14.2	23.9	5.3	44.4	0.0	4.2
5 就労支援施設以外の施設に通っている	2.3	0.6	7.4	2.5	21.7	0.0	0.0	0.0	2.1
6 入所施設で過ごしている	10.3	7.7	17.8	8.6	28.3	21.1	33.3	33.3	18.8
7 教育機関で学んでいる	0.4	0.3	0.7	0.6	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0
8 就業訓練をしている	0.3	0.2	0.0	0.6	0.0	5.3	0.0	0.0	0.0
9 就職活動をしている	0.6	0.4	0.7	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
10 自宅で過ごしている	55.7	63.7	17.0	54.9	13.0	57.9	11.1	33.3	58.3
11 その他	6.9	6.7	6.7	8.6	2.2	10.5	11.1	33.3	6.3
12 無回答	3.6	3.9	0.7	2.5	6.5	0.0	0.0	0.0	10.4

(仮称) 青森市障がい者計画

③ 就労について

- ・働くために必要だと思うことについて、「障がいのあるかたにあった仕事を用意されていること」と答えたかたの割合が、知的障がいのあるかたで高くなっていることから、知的障がいのある20代30代のかたは、就労意欲があり、障がいの特性に合った仕事が必要だと感じている状況にあります。(問15)



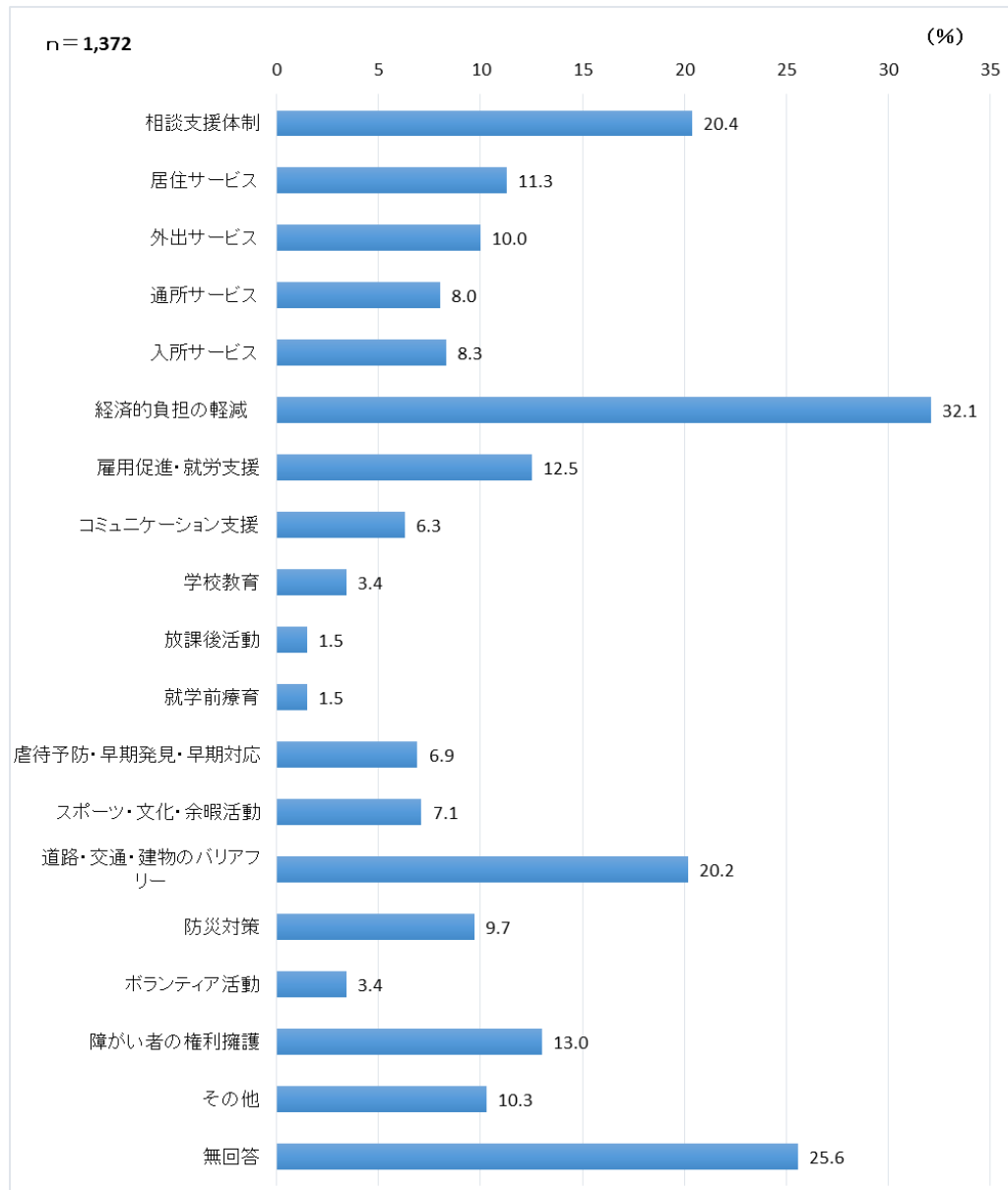
単位：%

	全体	身体	知的	精神	身体・知的	身体・精神	知的・精神	身体・知的・精神	無回答
0 n (人)	1,372人	950人	135人	162人	46人	19人	9人	3人	48人
1 自分の家の近くに働く場があること	17.5	13.9	28.9	31.5	13.0	15.8	22.2	0.0	14.6
2 通勤することなく自分の家で働けること	9.8	9.3	4.4	16.0	6.5	15.8	11.1	0.0	14.6
3 障がいのあるかたにあった仕事を用意されていること	24.9	19.3	48.9	35.8	34.8	26.3	33.3	0.0	22.9
4 就労支援機関が充実していること	13.9	9.1	35.6	21.6	19.6	15.8	22.2	0.0	16.7
5 事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること	24.4	20.0	44.4	36.4	23.9	21.1	33.3	0.0	16.7
6 職場の施設や設備が、障がいのあるかたにも利用できるような配慮されていること	17.8	15.1	31.1	21.0	23.9	26.3	33.3	33.3	10.4
7 同じような障がいのある仲間と一緒に、あるいは交替で働けること	10.5	7.3	23.7	16.7	10.9	15.8	22.2	0.0	12.5
8 その他	6.4	5.6	5.2	8.0	13.0	21.1	0.0	33.3	8.3
9 特になし	38.5	45.4	22.2	21.6	15.2	31.6	33.3	33.3	31.3
10 無回答	12.6	13.9	4.4	8.0	23.9	10.5	11.1	0.0	16.7

## (仮称) 青森市障がい者計画

### ④ 福祉サービスについて

- ・ 障害福祉施策で改善や拡充をしてほしいと思うことについて「経済的負担の軽減」と答えたかたの割合が 32.1%と最も高く、次いで「相談支援体制」が 20.4%であることから、障がいのあるかたは経済的な支援を必要としているほか、専門的な相談を受けてくれる場が、身近に少ないと感じている状況にあります。(問 17)



単位：%

(仮称) 青森市障がい者計画

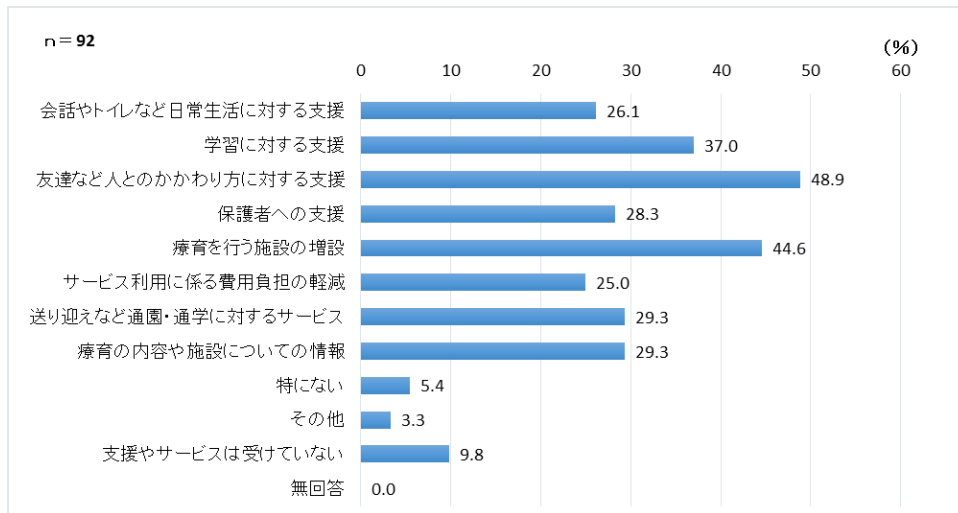
		全体	身体	知的	精神	身体・知的	身体・精神	知的・精神	身体・知的・精神	無回答
0	n (人)	1,372人	950人	135人	162人	46人	19人	9人	3人	48人
1	相談支援体制	20.4	18.4	32.6	23.5	26.1	15.8	22.2	0.0	12.5
2	居住サービス	11.3	10.6	12.6	15.4	6.5	21.1	0.0	0.0	10.4
3	外出サービス	10.0	9.1	11.9	10.5	23.9	15.8	0.0	33.3	6.3
4	通所サービス	8.0	6.9	14.8	7.4	17.4	10.5	0.0	0.0	4.2
5	入所サービス	8.3	7.3	14.1	7.4	21.7	0.0	11.1	33.3	4.2
6	経済的負担の軽減	32.1	32.2	35.6	32.1	23.9	21.1	33.3	33.3	31.3
7	雇用促進・就労支援	12.5	10.4	23.0	19.1	8.7	10.5	22.2	0.0	4.2
8	コミュニケーション支援	6.3	5.2	10.4	10.5	4.3	10.5	11.1	0.0	2.1
9	学校教育	3.4	3.4	3.7	3.1	0.0	10.5	0.0	0.0	4.2
10	放課後活動	1.5	1.2	3.0	1.2	2.2	5.3	0.0	0.0	2.1
11	就学前療育	1.5	0.9	3.7	1.9	2.2	5.3	0.0	0.0	2.1
12	虐待予防・早期発見・早期対応	6.9	3.8	17.0	11.1	15.2	15.8	11.1	33.3	10.4
13	スポーツ・文化・余暇活動	7.1	5.7	14.8	9.3	10.9	0.0	11.1	0.0	4.2
14	道路・交通・建物のバリアフリー	20.2	23.6	9.6	6.2	39.1	31.6	0.0	0.0	12.5
15	防災対策	9.7	10.6	10.4	5.6	10.9	0.0	0.0	0.0	8.3
16	ボランティア活動	3.4	2.8	6.7	3.7	4.3	5.3	0.0	0.0	4.2
17	障がい者の権利擁護	13.0	10.4	21.5	18.5	8.7	21.1	22.2	33.3	18.8
18	その他	10.3	10.9	7.4	10.5	2.2	26.3	11.1	0.0	8.3
19	無回答	25.6	28.0	17.0	20.4	15.2	10.5	11.1	0.0	39.6



【障がいのあるお子さんの保護者へのアンケート】

① 日常生活について

・療育や支援で充実させるべき点について、「学習に対する支援」、「送り迎えなど通園・通学に対するサービス」、「療育の内容や施設についての情報」と答えたかたの割合は身体障がいのある児童で最も高く、「友達など人とのかかわりかたに対する支援」と答えたかたの割合が知的障がい及び精神障がいのある児童で最も高いことから、身体障がいのある児童の保護者は、学習や通園・通学での支援の充実を、知的障がいや精神障がいのある児童の保護者は、人とのかかわりかたに対する支援の充実を望んでいる状況にあります。(問9)



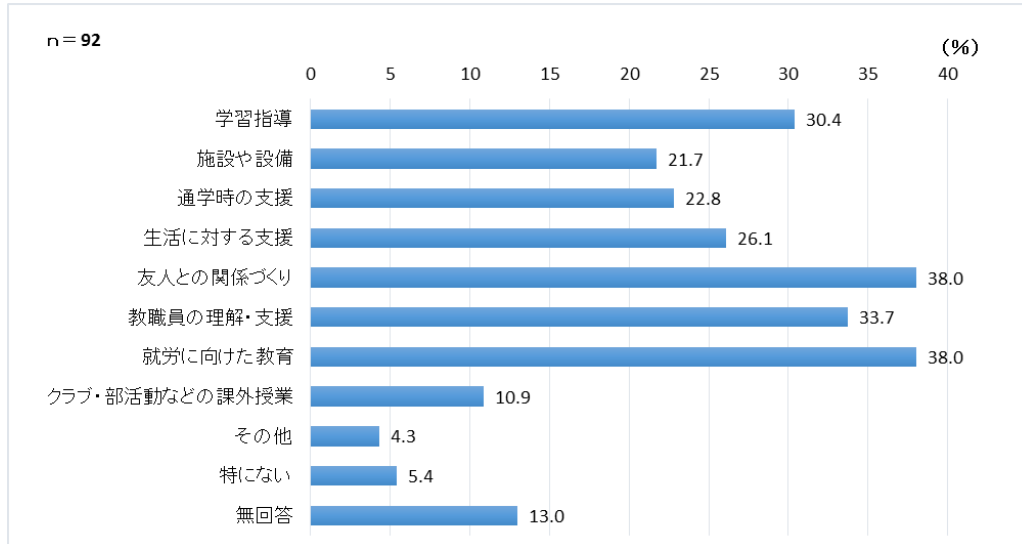
単位：%

	全体	身体	知的	精神	身体・知的	知的・精神	無回答
0 n (人)	92人	20人	51人	7人	11人	2人	1人
1 会話やトイレなど日常生活に対する支援	26.1	15.0	31.4	0.0	36.4	50.0	0.0
2 学習に対する支援	37.0	30.0	41.2	28.6	27.3	50.0	100.0
3 友達など人とのかかわりかたに対する支援	48.9	20.0	60.8	71.4	18.2	100.0	100.0
4 保護者への支援	28.3	25.0	25.5	42.9	27.3	50.0	100.0
5 療育を行う施設の増設	44.6	25.0	49.0	28.6	72.7	50.0	0.0
6 サービス利用に係る費用負担の軽減	25.0	20.0	21.6	42.9	27.3	50.0	100.0
7 送り迎えなど通園・通学に対するサービス	29.3	30.0	31.4	14.3	18.2	50.0	100.0
8 療育の内容や施設についての情報	29.3	30.0	29.4	28.6	27.3	50.0	0.0
9 特にない	5.4	5.0	7.8	0.0	0.0	0.0	0.0
10 その他	3.3	0.0	2.0	0.0	18.2	0.0	0.0
11 支援やサービスは受けていない	9.8	20.0	7.8	14.3	0.0	0.0	0.0
12 無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(仮称) 青森市障がい者計画

② 就学について

・教育や学校生活で充実させるべき点については、「友人との関係づくり」、「就労に向けた教育」と回答したかたの割合が 38.0%、「教職員の理解・支援」と回答したかたの割合が 33.7%であることから、障がいのあるかたは、友人との関係づくりや就労に向けた教育、教職員の障がいに対する理解の充実を望んでいる状況にあります。(問 1 0)

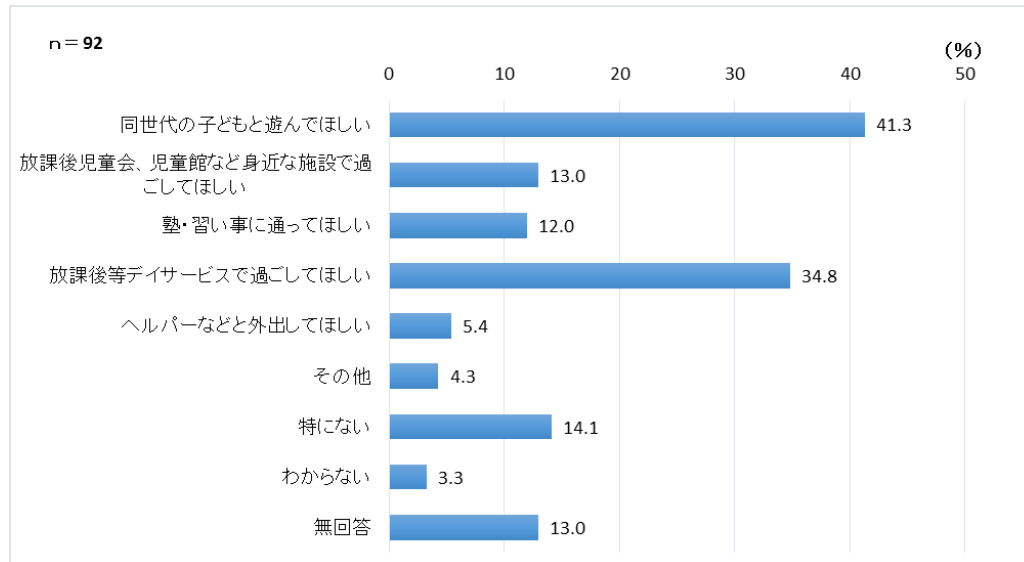


単位：%

	全体	身体	知的	精神	身体・知的	知的・精神	無回答
0 n (人)	92人	20人	51人	7人	11人	2人	1人
1 学習指導	30.4	25.0	35.3	28.6	27.3	0.0	0.0
2 施設や設備	21.7	10.0	25.5	0.0	36.4	0.0	100.0
3 通学時の支援	22.8	15.0	23.5	28.6	18.2	50.0	100.0
4 生活に対する支援	26.1	10.0	25.5	14.3	45.5	100.0	100.0
5 友人との関係づくり	38.0	15.0	47.1	57.1	9.1	100.0	100.0
6 教職員の理解・支援	33.7	20.0	35.3	57.1	45.5	0.0	0.0
7 就労に向けた教育	38.0	15.0	47.1	57.1	18.2	100.0	0.0
8 クラブ・部活動などの課外授業	10.9	10.0	15.7	0.0	0.0	0.0	0.0
9 その他	4.3	10.0	0.0	0.0	18.2	0.0	0.0
10 特にない	5.4	15.0	3.9	0.0	0.0	0.0	0.0
11 無回答	13.0	25.0	7.8	14.3	18.2	0.0	0.0

(仮称) 青森市障がい者計画

- ・学校以外の時間をどのように過ごしてほしいかについては、全体で「同世代の子どもと遊んでほしい」と答えたかたの割合が 41.3%と最も高く、次いで「放課後等デイサービスで過ごしてほしい」が 34.8%となっています。(問 1 1)

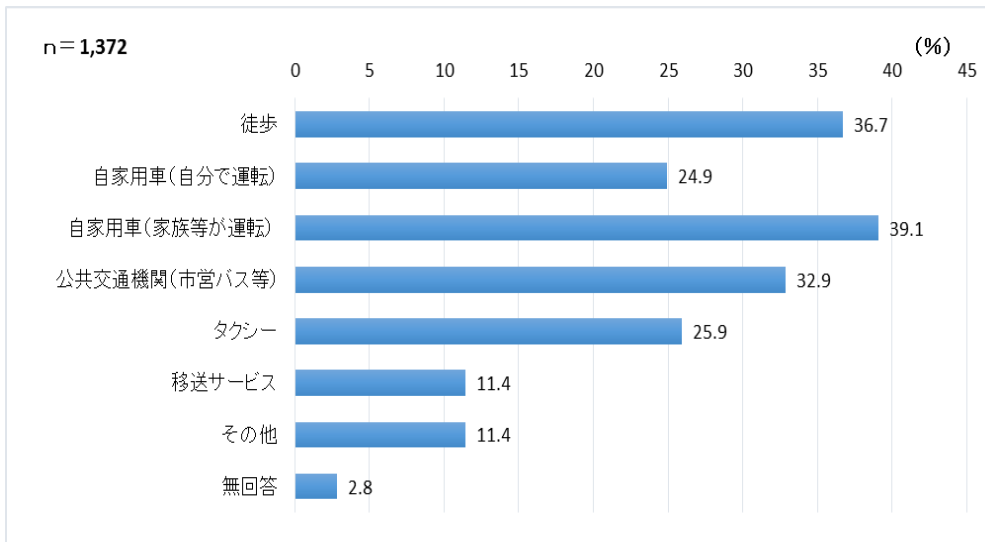


単位：%

		全体	身体	知的	精神	身体・知的	知的・精神	無回答
0	n (人)	92人	20人	51人	7人	11人	2人	1人
1	同世代の子どもと遊んでほしい	41.3	35.0	39.2	85.7	27.3	50.0	100.0
2	放課後児童会、児童館など身近な施設で過ごしてほしい	13.0	0.0	17.6	28.6	9.1	0.0	0.0
3	塾・習い事に通ってほしい	12.0	5.0	17.6	0.0	0.0	0.0	100.0
4	放課後等デイサービスで過ごしてほしい	34.8	5.0	37.3	14.3	90.9	50.0	0.0
5	ヘルパーなどと外出してほしい	5.4	0.0	9.8	0.0	0.0	0.0	0.0
6	その他	4.3	10.0	3.9	0.0	0.0	0.0	0.0
7	特にない	14.1	25.0	15.7	0.0	0.0	0.0	0.0
8	わからない	3.3	0.0	3.9	0.0	0.0	50.0	0.0
9	無回答	13.0	25.0	9.8	14.3	9.1	0.0	0.0

③ 外出について

・移動手段については、全体で「自家用車（家族等が運転）」と答えたかたの割合が 39.1%と最も高く、次いで「徒歩」が 36.7%、「公共交通機関（市営バス等）」が 32.9%、「タクシー」が 25.9%となっています。（問 1 1）

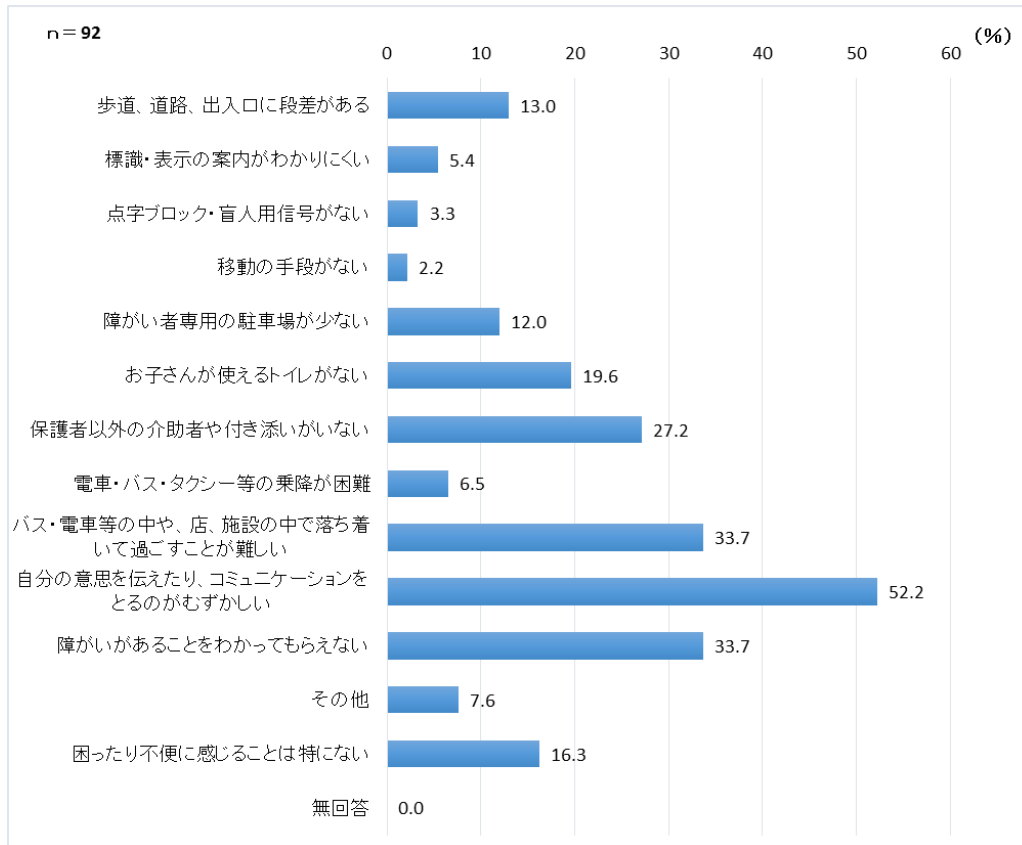


単位：%

		全体	身体	知的	精神	身体・知的	身体・精神	知的・精神	身体・知的・精神	無回答
0	n (人)	1,372	950	135	162	46	19	9	3	48
1	徒歩	36.7	34	45.2	51.2	26.1	21.1	66.7	33.3	27.1
2	自家用車（自分で運転）	24.9	31.6	4.4	16.7	4.3	10.5	0	0	10.4
3	自家用車（家族等が運転）	39.1	38.8	47.4	32.7	58.7	26.3	33.3	0	33.3
4	公共交通機関（市営バス等）	32.9	31.5	45.2	38.9	21.7	21.1	55.6	33.3	18.8
5	タクシー	25.9	30.2	8.1	20.4	15.2	15.8	22.2	100	20.8
6	移送サービス	11.4	10.6	11.1	9.3	21.7	21.1	11.1	33.3	20.8
7	その他	11.4	8.3	22.2	19.8	17.4	5.3	33.3	0	6.3
8	無回答	2.8	2.6	1.5	3.7	4.3	5.3	0	0	6.3

(仮称) 青森市障がい者計画

- ・外出時に困ったり不便に感じたりすることについては、全体で「自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとるのがむずかしい」と答えたかたの割合が52.2%と最も高く、次いで「障がいがあることをわかってもらえない」及び「バス・電車等の中や、店、施設の中で落ち着いて過ごすことが難しい」が33.7%となっています。(問12)



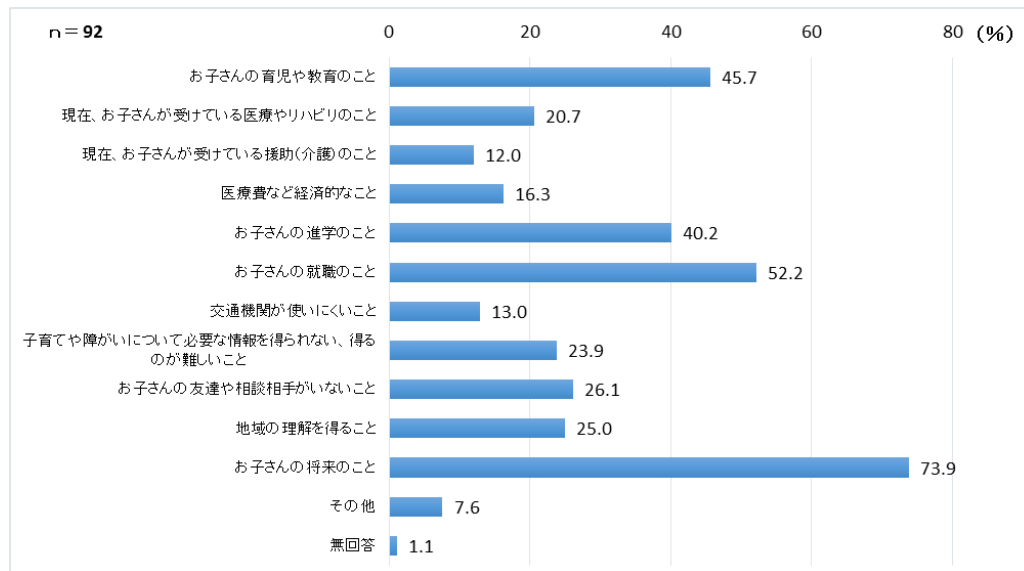
単位：%

	全体	身体	知的	精神	身体・知的	知的・精神	無回答
0 n (人)	92人	20人	51人	7人	11人	2人	1人
1 歩道、道路、出入口に段差がある	13.0	15.0	3.9	0.0	54.5	0.0	100.0
2 標識・表示の案内がわかりにくい	5.4	5.0	7.8	0.0	0.0	0.0	0.0
3 点字ブロック・盲人用信号がない	3.3	15.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4 移動の手段がない	2.2	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	100.0
5 障がい者専用の駐車場が少ない	12.0	15.0	2.0	0.0	54.5	0.0	100.0
6 お子さんが使えるトイレがない	19.6	30.0	5.9	0.0	81.8	0.0	0.0
7 保護者以外の介助者や付き添いがいない	27.2	15.0	31.4	0.0	36.4	50.0	100.0
8 電車・バス・タクシー等の乗降が困難	6.5	0.0	5.9	0.0	18.2	0.0	100.0
9 バス・電車等の中や、店、施設の中で落ち着いて過ごすことが難しい	33.7	25.0	37.3	42.9	36.4	0.0	0.0
10 自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとるのがむずかしい	52.2	20.0	66.7	57.1	54.5	0.0	0.0
11 障がいがあることをわかってもらえない	33.7	20.0	43.1	57.1	9.1	0.0	0.0
12 その他	7.6	15.0	3.9	0.0	9.1	50.0	0.0
13 困ったり不便に感じることは特にない	16.3	30.0	11.8	28.6	0.0	50.0	0.0
14 無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(仮称) 青森市障がい者計画

④ 悩みごとについて

- ・悩みごとや困ったことについては、全体で「お子さんの将来のこと」と答えたかたの割合が73.9%と最も高く、次いで「お子さんの就職のこと」が52.2%、「お子さんの育児や教育のこと」が45.7%となっています。(問13)



単位：%

		全体	身体	知的	精神	身体・知的	知的・精神	無回答
0	n (人)	92人	20人	51人	7人	11人	2人	1人
1	お子さんの育児や教育のこと	45.7	50.0	45.1	57.1	27.3	50.0	100.0
2	現在、お子さんが受けている医療やリハビリのこと	20.7	35.0	7.8	28.6	54.5	0.0	0.0
3	現在、お子さんが受けている援助(介護)のこと	12.0	5.0	13.7	0.0	18.2	50.0	0.0
4	医療費など経済的なこと	16.3	25.0	15.7	0.0	9.1	0.0	100.0
5	お子さんの進学のこと	40.2	20.0	47.1	71.4	27.3	0.0	100.0
6	お子さんの就職のこと	52.2	35.0	62.7	57.1	18.2	100.0	100.0
7	交通機関が使いにくいこと	13.0	5.0	17.6	0.0	18.2	0.0	0.0
8	子育てや障がいについて必要な情報を得られない、得るのが難しいこと	23.9	20.0	27.5	0.0	27.3	50.0	0.0
9	お子さんの友達や相談相手がいないこと	26.1	10.0	33.3	28.6	9.1	100.0	0.0
10	地域の理解を得ること	25.0	10.0	35.3	28.6	9.1	0.0	0.0
11	お子さんの将来のこと	73.9	60.0	78.4	85.7	72.7	50.0	100.0
12	その他	7.6	15.0	3.9	0.0	9.1	50.0	0.0
13	無回答	1.1	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0

## 第3章 計画の基本方向

### 1 基本理念

障がい者施策は、障がいのある人もない人も、誰もが等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

このような社会を実現するためには、障がいのあるかたが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、必要なサービスの提供や支援をするとともに、障がいのあるかたが自らの能力を最大限発揮し、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加することができるよう、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することが重要です。

このことから、

「誰もが互いを尊重し支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる社会の実現」

を本計画の基本理念とします。

## 2 基本方向（施策の方向）

---

すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するためには、すべての障がい者が必要とする支援を受けて社会参加し、地域で安全・安心な生活を継続して送れることが必要です。

そのため、個々の障がい特性やその時々ニーズを的確に把握するとともに、本人を取り巻く家族状況や家庭環境、社会生活面を含めた生活環境全体に配慮したうえで、様々な社会資源、支援サービスに適切につなぐことが重要になります。

そこで、日常生活を支えるさまざまなサービスの提供など、障がいのあるかたが地域で主体的な生活を送ることができるための支援を行っていくとともに、障がいのあるかたがさまざまな活動に積極的に参加できる環境を整備し、地域とともに支えあって生活する仕組みづくりを推進していくため、次の4つの基本方向を定めます。

### （1） 互いを尊重し支え合う社会の形成

---

障がいに対する理解をより一層促進するとともに、障がいのあるかたの権利擁護の推進を図ります。

### （2） 障がい者の地域生活支援の充実

---

地域での生活を支援する在宅サービスの充実を図るとともに、必要な福祉サービスの情報を提供するなど、身近で相談できる体制の充実を図ります。また、障がいのあるかたを支援する人材の育成及び確保を図ります。

### （3） 障がい者の自立した生活の確保

---

療育・教育に係る相談支援体制の充実を図り、切れ目のない支援を推進します。

また、障がいのあるかたの雇用の拡大と就労支援を図るとともに、スポーツ・文化・芸術活動への参加を促進します。



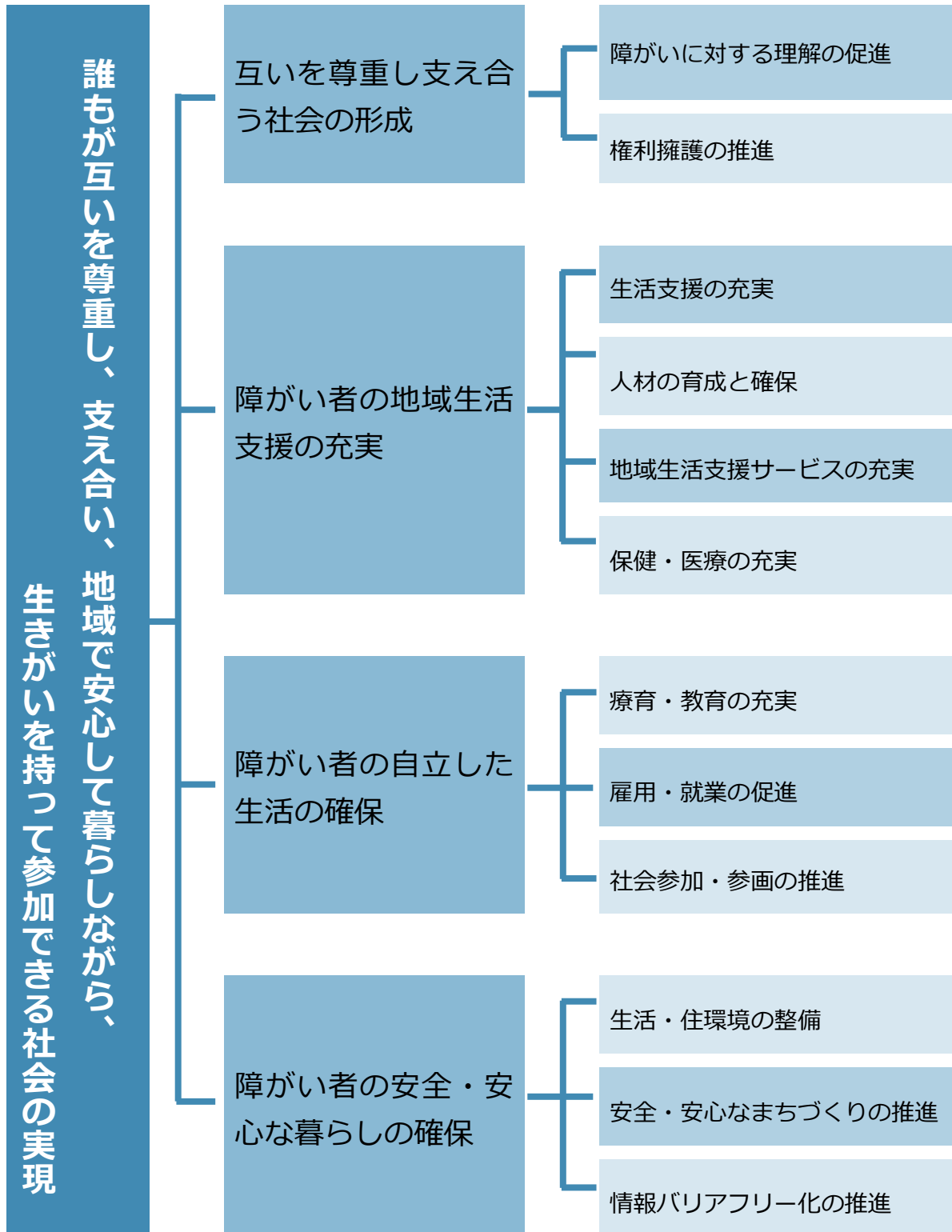
#### (4) 障がい者の安全・安心な暮らしの確保

---

障がいのあるかたに配慮したまちづくりを推進するとともに、防災・防犯対策の推進を図ります。また、障がいの特性に配慮した情報の提供を図ります。

### 3 施策の体系図

前述の4つの基本方向に基づき施策の体系を設定し、各種施策を展開します。



## 第1章 互いを尊重し支え合う社会の形成

### 現状と課題

---

- 障がいのあるかたは、日常生活で差別や偏見、疎外感を感じていたり、外出時に人の目が気になると感じているなど、障がいに対する市民の意識が十分深まっていない状況にあります。
- 本計画策定のために実施したアンケートでは、障がいへの理解を深めるために必要だと思ふことについて「障がいへの理解を深めるための広報・啓発を充実する」と答えたかたの割合が一番高いことから、障がいのあるかたは、障がいに対する理解が足りないと感じています。
- 平成 28 年 4 月から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、地方公共団体等に対し、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を義務化したほか、地方公共団体の職員が適切に対応するための要領の作成が努力義務とされています。
- 障がいに対する差別や偏見をなくし、障がいのあるかたが、住み慣れた地域で安心して暮らし、社会参加を促進するためには、障がいのないかたはもとより、障がいのあるかたに対しても、すべての障がいとその特性についての理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の考えを広めていく必要があります。
- 障がいのあるかたに対する虐待防止への意識の高まりがうかがえる一方、虐待に関する相談、通報等が年々増加しているという事実を踏まえ、虐待防止に対する意識啓発に努めるとともに、より多くの関係者が連携して早期発見・早期対応のための体制を強化する必要があります。
- 障がい者数の増加や障がいの重度化、障がいのあるかたとその家族の高齢化がこれからも進んでいくと考えられることから、成年後見制度など判断能力が不十分なかたへの支援制度の普及啓発に努めるとともに、市民後見人の育成を図る必要があります。

## 施策の方向

---

障がいに対する理解をより一層促進するとともに、障がいのあるかたの権利擁護の推進を図ります。

## 主な取組

---

### 1 障がいに対する理解の促進

---

#### (1) 障がいに対する理解・啓発の推進

- 青森市障害者自立支援協議会を活用し、障がいのあるかたやその家族が抱える悩みや体験等について情報を共有するとともに、広く市民にその情報を提供することにより、障がいに対する正しい理解の促進を図ります。
- 障害者週間（12/3～12/9）に合わせたパネル展の開催、「広報あおもり」、市ホームページへの掲載などによる広報活動、小・中学生を対象とした「福祉読本」の配付を通じ、ノーマライゼーション理念の普及啓発に努めます。
- 障がい者団体等との意見交換会などを通じて、障がいのあるかたとともに障がい者の権利について理解を深めるとともに、青森市健康福祉審議会障がい者専門分科会に、臨時委員として当事者、その家族や支援者のほか、障がい者の権利擁護に関する知識・経験を有する弁護士等を加え、平成28年度内の条例制定を目指します。

#### (2) 障がいを理由とする差別の解消

- 障害者差別解消法の施行を踏まえ、障がいのあるかたからの相談を受ける体制の整備、市民や市内の事業者に向けた法律の趣旨・内容についての広報・啓発事業、障害者差別解消支援地域協議会の設置等、様々な取組を推進します。
- 職員が事務事業を行うに当たり、障がいを理由とした差別を行わないよう適切に対応するため、差別的取扱いの具体例や行為や合理的配慮の好事例を示した「職員対応要領」を作成します。

## 2 権利擁護の推進

---

### (1) 虐待防止体制の強化

- 虐待は人権を著しく侵害し、個人の尊厳を害する、あってはならない行為であることから、障害福祉サービス事業所に対する実地指導など、虐待の未然防止に向けた取組を推進するほか、障がい者虐待防止センターにおいて、相談支援事業所など関係機関との連携・協力により、速やかに対応できる体制を確保します。

### (2) 成年後見制度の利用促進と体制の整備

- 関係団体と連携・協力しながら、成年後見制度の利用を促進します。また、市民後見人を育成するほか、法人後見に取り組む団体の育成や成年後見センターの設置等も含めた、市民後見人の活動支援に向けた体制の整備について検討します。

## 目標とする指標

---

«素案のため目標値は記載していません。»

## 第2章 障がい者の地域生活支援の充実

### 現状と課題

- 本市の障がい者手帳交付者数は年々増加傾向にあるほか、障がいのあるかたの高齢化、障がいの重度化、難病患者の方々が障害福祉サービス等の対象となったことなどから、障がいのあるかた等の多様なニーズに対応するため相談支援体制を強化する必要があります。
- 精神障がいのあるかたの地域生活への移行・定着を進めるため、退所・退院後も地域社会の一員として共に安心して生活していくことができるよう、地域の理解や保健・医療・福祉と連携を図りサービスを提供する必要があります。
- 障がいのあるかたが、自己選択・自己決定により、日常生活や社会生活を送ることができるように、福祉に関する必要な情報を提供するとともに、障がいのあるかたの情報入手手段を確保する必要があります。
- 聴覚障がいのあるかたや中途失聴者及び音声・言語機能障がいのあるかたなど、地域の福祉関係者などとコミュニケーションをとりたいと望んでいることから、手話通訳者や要約筆記者など意志疎通手段と人員を確保する必要があります。
- 本計画のために実施したアンケートでは、障害福祉施策で改善や拡充をしてほしいと思うことについては、「経済的負担の軽減」が3割程度で最も高く、次いで「相談支援体制」が2割程度となっています。
- 障害福祉サービスの利用に当たっては、サービス等利用計画の作成が必須となったことから、相談支援事業所によっては相談支援専門員への負担が増えています。
- 本計画のために実施したアンケートでは、日常生活について「自宅で暮らしたい」と答えたかたの割合が6割程度と最も高いことから、障がいのあるかたの高齢化や障がいの重度化などに伴い、冬期における屋根の雪下ろしや間口の除雪など困っているときに必要な手助けをしてくれる身近な支援者が必要となっています。
- 障がいのあるかたは、食事や入浴、排泄、着替え、外出、情報の取得など、日常生活上の様々な支援を必要としており、これまで、障がいの特性に応じた各種サービスを提供してきましたが、障害者手帳交付者数の増加、障がいのあるかたの高齢化、障害の

重度化などの現状から、今後もサービスの需要は益々高くなっていくものと見込まれます。

- 障がいのあるかたの地域生活支援をさらに推進していくため、サービス提供事業者等と連携しながら、地域における居住支援のための機能を集約した地域生活支援拠点等の整備について検討する必要があります。
- 心身ともに健康で将来にわたって生き生きと安心して暮らすことができるよう、乳幼児から中高年齢まで継続的に、障害の原因となりうる疾病等の予防及び早期治療や障害の早期発見の推進を図る必要があります。
- 難病患者やその家族の療養上の不安の軽減を図るため、日常生活支援が求められています。

## 施策の方向

---

地域での生活を支援する在宅サービスの充実を図るとともに、必要な福祉サービスの情報を提供するなど、身近で相談できる体制の充実を図ります。また、障がいのあるかたを支援する人材の育成及び確保を図ります。

## 主な取組

---

### 1 生活支援の充実

---

#### (1) 相談支援・情報提供体制の充実

- 相談支援事業所や保健・医療・福祉・教育などの関係機関により構成する青森市障害者自立支援協議会において、障がいのあるかた等の意見をもとに地域生活における課題を検討し、社会資源や各種制度の有効活用を図るとともに、相談支援体制の充実を図ります。
- 精神障がいのあるかたの精神科病院から地域への移行を促進するため、精神科病院や相談支援事業所など関係機関と連携を強化し、精神障がいのあるかたの地域移行の支援や地域での生活の支援に努めます。

- 障がいのあるかたに対する情報提供として、「広報あおもり」や市ホームページへの掲載、各種福祉制度を紹介したガイドブック等の作成・配布のほか、「広報あおもり」・「あおもり市議会だより」の点字版の配布や、「ガイドブック音声版」の音声による情報提供など障がいの特性に配慮した情報提供に努めます。

## **(2) 日常生活における意思疎通支援**

- 聴覚障がいのあるかた、中途失聴者及び音声・言語機能障がいのあるかた、知的障がいのあるかたなどの意思疎通に支援が必要なかたに対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣など障がいの特性に応じた意思疎通支援に努めます。

## **(3) 各種手当の支給等による経済的支援**

- 心身障がいのあるかたや難病患者への福祉手当の支給のほか、重度の障がいのあるかた等に対する各種手当の支給や医療費の助成を行います。

## **2 人材の育成と確保**

---

### **(1) 意思疎通支援のための人材養成の推進**

- 聴覚障がいのあるかた、視覚障がいのあるかた、中途失聴者及び音声・言語機能障がいのあるかた、知的障がいのあるかたなどで意思疎通の支援が必要なかたのため、手話通訳者や要約筆記者など意思疎通を行う者の養成に努めます。

### **(2) 相談支援専門員の確保**

- サービス等利用計画の対象者が増えていることを踏まえ、多様なニーズに対し総合的にサービスを提供できるように研修会等を通じて相談支援専門員の質の向上を図るとともに、相談支援の提供体制の量的拡大を図るため相談支援専門員の確保に努めます。

### **(3) 地域福祉サポーター制度の創設**

- 地域において、障がいのあるかたが困っているときに必要な手助けをする「地域福祉サポーター」を育成し、障がいのあるかたを支援します。



### 3 地域生活支援サービスの充実

---

#### (1) 地域での生活を支援する在宅サービスの提供

- 障害者総合支援法に基づくホームヘルプサービス、重度の肢体不自由者等への介護、日中の創作活動や生産活動の支援、必要な訓練等の提供、短期間の入所など細かなサービスの提供を図ります。

#### (2) 地域における居住支援機能の集約

- 障がいのあるかたの地域での生活を包括的に支援するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）などを集約した地域生活支援拠点の整備を進めます。

### 4 保健・医療の充実

---

#### (1) 保健・医療・福祉の連携

- 各種健（検）診における受診勧奨や、個別健（検）診や集団健（検）診などの実施により、障がいのあるかたにとって受診しやすい環境づくりを推進します。
- 乳幼児健診や精神発達精密健康診査、保健師による訪問指導などを通じて、障がいの原因となりうる疾病等の予防及び早期治療や障がいの早期発見の推進を図ります。
- 医師・看護師・理学療法士・保健師等による医療相談や訪問相談により、難病患者やその家族の不安の解消を図るほか、入浴介護、家事等の援助、日常生活用具の給付などにより、難病患者の日常生活の支援を行います。

### 目標とする指標

---

「素案のため目標値は記載していません。」

## 第3章 障がい者の自立した生活の確保

### 現状と課題

---

- 障がいのある子どもや家族が地域で安心して生活できるよう、そのニーズに応じた療育・教育の充実を図るため、保健、福祉、教育等関係機関の連携をさらに強化する必要があります。
- 障がいのある子どもを持つ親は、子どもの就学について、相談先や準備する書類等の情報を必要としています。
- 障がいのある子どもについて、障がいの特性を踏まえ、療育や教育、就労等への支援が繋がっていくことが必要であるが、現在は、乳幼児から就学前、学齢期、成人期（大人）まで、それぞれのライフステージごとに相談や支援を行う機関が変わり、一貫した支援が受けられない状況にあります。
- 障がいのあるかたとその家族は、ライフステージに即した相談支援の充実や、障がいの早期発見・早期療育を支援する体制を必要としています。
- 教育や学校生活で充実させるべき点について、友人との関係づくりや就労に向けた教育、教職員の障がいに対する理解の充実を望んでいる状況にあります。
- 放課後等デイサービスや児童発達支援を利用している障がいのある子どもは、年々増加傾向にあります。
- 就労支援については、法令改正による法定雇用率の引き上げや精神障がいのあるかたが雇用義務対象者に加えられたことを踏まえ、福祉施設から一般就労への移行を推進するため、就労に必要な訓練や相談など、障がいのあるかた本人の状況に配慮した就労支援に努めるほか、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなど関係機関との連携を図り、障がい者雇用の拡大を図る必要があります。
- 障がいのあるかたは、収入の少なさに対する悩みや不安のほか、特に知的障がいや精神障がいのあるかたは、働く意欲があっても働く場がない、あるいは、少ないなどの悩みや不安を持っています。
- 一般就労が困難なかたにとって福祉的就労の場は、自立した生活や社会参加、本人の生きがいづくりとなることから、非常に重要な場となっています。

## (仮称) 青森市障がい者計画

- 障がいのあるかたは、様々な機会を通じて社会参加を行っていますが、スポーツ活動や演劇・音楽・美術の鑑賞などの文化・芸術活動への参加機会は比較的少ない状況にあります。
- 障がいのあるかたは、普段の生活で「外出時」に最も介助を必要としているほか、社会参加に不可欠である移動に困難を有している状況にあります。
- 身体障がいのある子どもの親は、通園・通学における移動支援の充実を望んでいます。

## 施策の方向

---

療育・教育に係る相談支援体制の充実を図り、切れ目のない支援を推進します。

また、障がいのあるかたの雇用の拡大と就労支援を図るとともに、スポーツ・文化・芸術活動への参加を促進し、障がいのあるかたの自立した生活を確保します。

## 主な取組

---

### 1 療育・医療の充実

---

#### (1) 療育・教育・相談支援体制の充実

- 障がいのある子どもや家族が地域で安心して生活できるよう、青森市子ども支援センターや保育所、青森市教育研修センターなどにおいて子育て相談を行うほか、青森県中央児童相談所や青森県発達障害者支援センター、特別支援学校、保健、福祉、教育等関係機関の連携を強化し、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた療育体制の充実を図ります。
- 障がいのあるかたやその家族のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供することができるよう、相談支援事業所、サービス提供事業所、医療機関などの関係機関と連携し、地域において障がいのあるかたからの相談に対応するなどサービスの向上に努めます。

## (2) 切れ目のない支援の推進

- 障がいの早期発見、早期療育を行うとともに、発達障がいや情緒障がいなど障がいのある子どもや家族のニーズを把握し、専門相談機関や学校、施設等との連携のもと、ライフステージに応じた日常生活上の支援、集団生活への適応訓練、保育や教育の実施、放課後等の居場所づくりなど、成長段階に応じた相談・支援により、生涯を通じた切れ目のない総合的なサービスの提供に努めます。
- 障がいのある子どもについて、ライフステージに応じた保健・医療・福祉、教育、労働などの関係機関との連携による障がい児相談支援の提供体制の整備・充実に努めます。

## (3) 障がいの状態やニーズに応じた教育の推進

- 教育上特別な支援を必要とする子どものため、特別支援学級の設置や、特別支援教育支援員による学習活動上の支援のほか、平成24年度から強化した就学指導委員会などの就学指導体制を継続するなど、一人ひとりのニーズに応じた教育環境の整備を推進します。
- LD（学習障がい）やADHD（注意欠陥多動性障がい）など特別な支援を必要とする子どものため、特別支援教育コーディネーターや担任を対象とした研修講座を開催するほか、障がいの程度に応じた工夫ある指導実践例を「指導事例集」にまとめ、全ての小・中学校に配付し、それぞれの障がいの状態に配慮した指導、支援に努めます。

## (4) 障がい児の日中活動支援

- 障がいのある子どもが、早い段階から障がいの発達の状況などに応じた療育指導が受けられるよう「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」などの障害児通所支援の利用を促進するとともに、その提供体制の確保に努めます。また、障がいのある子どもの家族の就労支援や一時的な休息のため、「日中一時支援」として障がいのある子どもが日中活動できる場を提供します。
- 集団行動が可能な障がいのある子どもについては、認定子ども園、幼稚園、保育所、放課後児童会で受け入れ、個々の状況やその家族のニーズを見極めながら、適切な受け入れ基盤づくりを推進します。

## 2 雇用・就業の促進

---

### (1) 雇用の拡大と就労支援

- 障がいのあるかたの一般就労を促進するため、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労系障害福祉サービス事業所、特別支援学校などの関係機関との情報共有、意見交換を行なう機会を増やすほか、関係機関と連携しながら事業主に対して障がい者雇用について働きかけを行ないます。また、「広報あおもり」や市ホームページを通じて、障がい者雇用に関する情報提供や相談・支援制度等について周知に努めます。
- 市役所における職員採用のほか、物品等の調達にあたり障害者雇用促進企業の優先取扱いに努めるなど、障がい者雇用の拡大を図ります。
- 障がいのあるかたのニーズや特性に応じ、就労に必要な知識や能力向上のための訓練、相談等により一般就労に円滑に移行できるよう支援を行うとともに、一般就労が困難なかたについては、創作的活動や生産活動などの福祉的就労への支援を行います。
- 障害者就労施設等で働くかたの工賃を増やすため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するとともに、各施設において提供可能な物品等のリストを市ホームページで公表するなど、障害者就労施設等の受注機会の増大に努めます。

### (2) 福祉施設から一般就労への移行支援

- 一般就労が見込まれる福祉施設の利用者については、そのかたの相談支援専門員と情報を共有しながら、就労移行支援事業の利用を検討するほか、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携を密にし、一般就労へ円滑に移行できるよう支援します。

## 3 社会参加・参画の促進

---

### (1) スポーツ・文化・芸術活動等への参加促進

- 各種スポーツ教室の開催、ソフト面でのサポート体制充実による利用しやすい施設環境づくり、障がい者スポーツ指導員の積極的な活用方策の検討など、関係団体と連携しながら障がい者がスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに取り組めます。また、障がい者スポーツの競技力向上を図るため、青森県障害者スポーツ大

## (仮称) 青森市障がい者計画

会など各種スポーツ大会への参加を促進します。

- 障がい者団体に対する後援等を通じた各種イベントの開催促進など様々な支援により、障がいのあるかたの交流機会の充実を図り、障がいのあるかたの積極的な社会参加と相互理解の促進を図ります。
- 障がいのあるかたが相互に親睦を深め、対話・娯楽・読書など交流の場として気軽に利用できる公共施設（青森市ふれあいの館）の適正な運営管理を行い、交流機会の充実を図ります。
- 障がいのあるかたが地域でのつながりや社会参加の楽しみを享受できるよう、地域福祉の担い手である地域福祉サポーターを活用し、地域福祉活動への参加を促進します。
- 障がいのあるかたが生きがいを持っていきいきと暮らせるよう、自らの能力を生かして活動・活躍できる場や、誰でもいつでも交流できる場として「(仮称) 障がい者活動・交流ルーム」を開設します。
- 障がいのあるかたが自分の個性や才能をいかしながら創作した作品を展示する機会を設けるなど、文化・芸術活動の促進を図ります。

### (2) 障がいの特性やニーズに応じた移動支援

- 視覚障がいのあるかたや車いすを使用している身体障がいのあるかたなどに対し、ヘルパーの派遣や車いすのまま自動車で移動できる手段の提供、バス料金の無料化など、外出時の移動を支援します。

## 目標とする指標

---

«素案のため目標値は記載していません。»



## 第4章 障がい者の安全・安心な暮らしの確保

### 現状と課題

---

- 障がいのあるかたは、建物の階段や段差、道路の段差が多い、障がい者用のトイレや駐車場が不備、電車等の乗降が困難、建物にエスカレーター等がないなど、物理的な障壁（バリア）により、日常生活や社会参加において不便を感じています。
- 障がいのあるかたが住み慣れた地域で安心して暮らし、社会参加するためには、安全・安心に移動でき、施設を利用できるよう、道路交通環境の整備や公共施設等のバリアフリー化を推進する必要があります。
- 障がいのあるかたは、災害時において、情報入手、避難行動、避難所生活などで、障がいの特性から様々な困難さがあるため、大きな不安を抱えています。
- 災害時において、要援護者に対する安否確認や避難誘導等を行うためには、関係団体や地域住民、行政と連携を図りながら、避難支援体制の整備を図る必要があるほか、障がいの特性から一次避難所（一般の収容避難所）での生活が困難なかたが、安心して避難生活を送れるようにするため、二次的避難所として開設する「福祉避難所」を確保する必要があります。
- 知的障がいや精神障がいのあるかたは、消費者被害に対する関心が低い状況から、犯罪や消費者トラブルなどに巻き込まれるケースが懸念されています。
- 障がいのあるかたが、犯罪や消費者被害に巻き込まれることなく、安全・安心に暮らすことができるよう、関係団体や行政が連携し、防犯対策や消費生活の安全確保を図る必要があります。
- 障がいのあるかたが、可能な限り住み慣れた地域において、安心して自分らしい生活を送るため、地域における包括的な支援が必要とされています。
- 障がいのあるかたが住み慣れた地域で地域の人とともに生きていくため、障がいのあるかたも含めた地域における全体的な支援のネットワークを構築していく必要があります。
- 近年の情報通信技術の進展により様々な情報が入手しやすくなるなどの社会環境の変化があるなか、障がいのあるかたの情報の利用におけるバリアフリー化（アクセシビリティ）が求められています。

## (仮称) 青森市障がい者計画

- 障がいのあるかたが自己選択・自己決定により、日常生活や社会生活を送ることができるよう、福祉等に関する必要な情報を提供するとともに、障がいのあるかたの情報の受け取りやすさに配慮するなど、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

## 施策の方向

---

障がいのあるかたに配慮したまちづくりを推進するとともに、防災・防犯対策の推進を図ります。また、障がいの特性に配慮した情報の提供を図ります。

## 主な取組

---

### 1 生活・住環境の整備

---

#### (1) 道路交通環境・公共施設等のバリアフリー化の推進

- 「青森市バリアフリー推進整備計画」(平成15年9月策定)に基づき、道路の段差解消、点字ブロック設置など、歩行空間等の整備を推進します。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)(平成18年12月施行)」や「青森県福祉のまちづくり条例(平成11年4月施行)」、「青森市所有施設バリアフリー整備方針」(平成15年2月策定)に基づき、建物へのエレベータやスロープ、障がい者用トイレの設置など、安全性、利便性に配慮したバリアフリー整備を推進します。
- 「青森市住生活基本計画」(平成21年2月策定)に基づき、市営住宅の性能の維持・向上にあたっては、エレベータ・手摺の設置や床段差の解消などのバリアフリー化により、さまざまな身体状況等に応じた住宅の供給に努めます。

### 2 安全・安心なまちづくりの推進

---

#### (1) 防災・防犯対策の推進

- 青森市避難行動要支援者避難支援全体計画」(平成21年12月策定 平成26年6月改訂)に基づき、避難支援者や町(内)会、自主防災組織、民生委員・児童委員など地域の避難支援等関係者や消防・管轄警察署など関係機関と連携し、避難行動要支援者に対する災害時の情報伝達、安否確認、避難誘導などの避難支援体制の充実を図ります。



## (仮称) 青森市障がい者計画

- 地域における障がいのあるかたの実態を把握し、障がいの特性に配慮した周知を行うなど、障がいのあるかたの総合防災訓練への参加促進を図るための取組を進めます。
- 防災に関する出前講座を実施するほか、障がいの特性に配慮した情報伝達手段により、障がいのあるかたの防災意識の向上を図ります。
- 災害時に備え、収容避難所や福祉避難所の開設に当たって、障がいのあるかたなど避難所生活において何らかの特別な配慮を要するかたに適切な対応ができるよう、運営体制の整備を図るほか、社会福祉法人等の施設設置者と連携協力しながら福祉避難所の確保に努めます。
- 自力での避難が困難な障がいのあるかたに対する避難支援体制の構築を進めるとともに、避難後には安心して避難所での生活を送ることができるよう、福祉避難所マニュアルを活用し、避難所生活における障がいのあるかたに配慮すべき事項の周知を図るほか、情報伝達手段の整備や災害時の備蓄の確保を行うなど、障がいのあるかたに配慮した福祉避難所の整備に向けた取組を進めます。
- 障がいのあるかたなど手助けを必要とする人が、緊急時や災害時に周囲の人の配慮や手助けを得やすいよう、普段から身に付けておけるヘルプカードを作成し、その周知に努めます。
- 防犯関係団体や警察等との連携のもと、障がいのあるかたやその家族が犯罪に巻き込まれないよう、防犯等に係る普及啓発活動、犯罪被害防止活動などの各種防犯事業への支援により、地域の防犯意識の高揚や自主的な防犯活動を促進します。
- 関係機関などとの連携を図りながら、青森市民消費生活センターにおいて消費生活相談等を行うほか、消費生活出前講座や広報紙等の各種啓発活動により、分かりやすい情報提供を進めます。

## (2) 地域で支え合う体制の充実

- 障がいのあるかたなど地域において支援が必要な方を支えるため、地区社会福祉協議会を一つの単位として、共助（近隣・地域住民同士による助け合い）によるネットワークの構築を進めます。また、地区ごとのネットワークの構築に当たっては、医療・福祉の事業所や社会福祉法人、NPO法人などの協力を求め、様々な地域の資源との連携を図ります。

### 3 情報バリアフリー化の推進

---

#### (1) 障がいの特性に配慮した情報の提供

- 障がいのあるかたへの福祉等に関する必要な情報提供において、障がいのあるかたの情報の受け取りやすさに配慮した情報提供の手段として情報通信技術の活用を検討するなど、障がいの特性に応じた効果的な情報提供を推進します。

#### 目標とする指標

---

«素案のため目標値は記載していません。»

---

### 用語の表記について

「障害」の「害」の字について、本市では、「害」の字の否定的なイメージから受ける「差別感」や「不快感」を考慮し、障がいのあるかたの人権をより尊重するという観点から、2014年（平成26年）4月より法律名や法令用語、固有名詞等を除き、原則として、人や人の状態を表す場合には、「害」の字をひらがなで表記しています。

このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。